

# 奥州市議会建設環境常任委員会 所管事務調査 会議録

【日 時】令和8年1月7日（木） 13:30～16:17

【場 所】奥州市役所 7階 委員会室

【出席委員】廣野富男委員長 及川春樹副委員長 東隆司委員 小野優委員 濑川貞清委員  
千葉敦委員 藤田慶則委員

【欠席委員】なし

【傍聴者】なし

【説明者】〔市民環境部〕

千葉光輝 市民環境部長 廣野基宣 危機管理課長 星上順一 危機管理課課長補佐  
千葉勝宏 危機管理課防災係長 大久保千鶴 危機管理課防災係主任  
〔都市整備部〕

菊地健也 都市整備部長 千田充 都市計画課長 小野仁志 都市計画課課長補佐  
及川誉士夫 都市計画課都市計画係長

【事務局】佐藤副主幹兼議事調査係長

---

## 【次第】

1 開会

2 委員長挨拶

3 調査

〔市民環境部〕

ハザードマップについて

① 現状と課題について

② 今後の見通しについて

〔都市整備部〕

立地適正化計画策定後の事業展開について

① 政策提言の取組状況について

② 現状と課題について

③ 今後の見通しについて

〔調査のまとめ〕

4 その他

5 閉会

---

## 【会議要旨】

1 開会

（及川副委員長） 改めまして明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひします。ただいまから、建設環境常任委員会所管事務調査を開会します。最初に、委員長よりご

挨拶申し上げ、以後の進行につきましても委員長にお願いします。よろしくお願いします。

## 2 委員長挨拶

(廣野委員長) 本年もよろしくお願いいたします。特に担当部につきましては、新年早々の所管事務調査で大変ご迷惑をおかけしています。本日、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は、ハザードマップについての現状と課題、そして、今後の見通しについて、それぞれ説明をいただきながら、当委員会のメンバーと意見交換したいと思いますのでよろしくお願ひします。

## 3 調査

(廣野委員長) 出席委員は、定足数に達しております。それでは早速ですが、調査に入らせていただいます。

### 【市民環境部】ハザードマップについて

(廣野委員長) 本日は説明のため、市民環境部から千葉光輝部長、廣野基宣危機管理課長、星上順一危機管理課課長補佐、千葉勝宏危機管理課防災係長、大久保千鶴危機管理課防災係主任の出席をいただいております。

説明の後、質疑を行いながら調査を進めていきたいと思います。なお、発言の際は、マイクを使用して発言いただきますようお願いします。

それでは、調査事項でありますハザードマップについて、当局から説明をお願いいたします。

千葉部長。

(千葉市民環境部長) よろしくお願いします。

それではハザードマップにつきまして、配布した資料に基づきまして、現状と課題についてと、今後の見通しにつきまして、危機管理課長より説明を申し上げたいと思います。

(廣野委員長) 廣野危機管理課長。

(廣野危機管理課長) それでは私から、今回の調査項目でありますハザードマップについて、パワーポイントの資料を基に説明をいたします。

ハザードマップは、台風や集中豪雨などによる河川の増水、堤防の決壊、がけ崩れ、土石流、地すべり等の風水害や、土砂災害における危険箇所の周知、そして防災意識を向上させることで、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保と被害の軽減を図ることを目的に作成しているものです。

ご承知のとおり、市で作成したハザードマップは、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所を伝えるための地図面のほか、気象情報や災害について学ぶための情報・学習面の2つで構成しております。

次に、ハザードマップの現状についてです。

現在のハザードマップは、令和5年3月に発行し、紙媒体により全戸配布を行ったほか、市のホームページにもPDF版を掲載しております。

なお、外国人に向けては、情報、学習面が主となりますけれども、英語版、中国語版、韓国語版をそれぞれ作成し、同じくホームページに掲載しております。

具体的な周知の方法ですが、発行時においては、各総合支所など5地域で説明会を実施したほ

か、発行年度の次の年、令和5年度では12回、令和6年度は5回ほど、自主防災組織や自治会の防災講座などに職員が出向きまして、ハザードマップの内容や活用方法について説明を行ってきたところです。

なお、令和7年度につきましては、今後の予定も含めまして5回ほど、出前講座によるハザードマップの説明会を実施する予定となっております。

右側に行きまして、ハザードマップに係る課題についてですけれども、大きくは3つあると認識しております。

1つ目は、新たに洪水浸水想定区域等が追加された場合などにおいて、紙媒体がメインであるため、リアルタイムでの反映ができないこと。また、洪水浸水想定区域と避難所の表示など、複数の情報がマップ上で重なる箇所は、目で見て分かりにくくなること。

2つ目は、市民に十分に周知できているか、また、ハザードマップの内容を理解しているか、把握ができていないこと。

3つ目は、市内在住の外国人の国籍別構成の変化への対応や、2つ目と同じになりますが、外国人に対する周知ができているかを把握できていないことです。

次のページをお開き願います。

こうした中、3月の全戸配布を目指しまして、現在ハザードマップの改訂作業を行っております。

今回のハザードマップの主な改訂内容は、次の2点です。

1つは、令和6年3月に岩手県が指定した市内19河川の浸水想定区域や、新たに土砂災害警戒区域等に指定された区域の追加といったハザード情報の追加を行ったこと。

もう1つは、ベトナムからの技能実習生が増加している現状を踏まえ、ハザードマップの翻訳言語に新たにベトナム語を追加したことです。

なお、3ページ目に、今回追加するハザード情報の詳細を記載しておりますので、その部分については、後程ご確認をいただきたいと思います。

次に、現在、改訂を行っておりますハザードマップのスケジュールについてですけれども、先ほど申しましたとおり、3月中旬を目途に全戸配布を行った後、4月中旬からは前回と同様、市内5か所で説明を実施したいと考えております。また、これまでと同様に、自主防災組織等からのニーズに応えまして、説明会は、随時実施してまいりたいと考えています。

最後に、下の(3)のところですけれども、1ページ目の説明におきまして、大きく3つあるとしたハザードマップに係る課題への今後の取組についてお話をさせていただきます。

初めに、①のところ、現在、紙媒体をメインとした現状のマップのデメリットの対応をいたしましては、災害リスク情報や防災に役立つ情報をスマートフォンやパソコンなどで、全国どこでも重ねて閲覧できるW e b版の地図サイト、国土交通省がやっております重ねるハザードマップの活用を推進していきたいと考えております。

現在のハザードマップにもQRコードを、この重ねるハザードマップのQRコードを掲載し、周知を行っているところですが、引き続き、ハザードマップでの周知に加えまして各地域での説明会などで活用について積極的な呼びかけを行っていきたいと思います。

次に、②として、市民の認知度、理解度の把握については、現在、防災士会に委託して開催しております防災フェアや、市の防災企画展等での周知のほか、マップの説明会において演習の時間を新たに設けるなど、周知方法を工夫していきたいと考えています。

また、アンケート調査にもこういった説明会の場で取り組みたいと思っています。

最後に、外国人への対応についてですが、新たにやさしい日本語版の作成について取り組みたいと考えています。

また、周知方法の1つとして、企業に対して翻訳版のハザードマップの活用、これはホームページに載せているものですけれども、そういったものの活用について呼びかけを行いたいと思っております。こうした外国人への対応につきましては、当課だけでは難しいところもありますので、ふるさと交流課や企業立地課など関係課と相談しながら、取組を進めてまいりたいと考えています。

以上をもちまして、ハザードマップの現状や課題、今後の取組についての説明を終わります。

今後も引き続き、課題の解決に向けて着実に取り組み、市民の安全、安心の確保に努めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

(廣野委員長) ありがとうございました。

それでは、各委員からご意見等ありましたならば、発言をお願いいたします。

小野委員。

(小野委員) 小野です。本日はありがとうございます。

事前質問にも出していて、大きく異なる部分に関してはいわゆる最新の情報が反映されるということなのかなと受け止めている部分で、そこは分かりました。

それで、いわゆる紙もやりながら、Webも使いつつというところで、その考え方方が1つは分かることなんですが、今、重ねるハザードマップの話も出ていまして、あと、キキクルとかもうまく使ってという話で今まで来ていたんですけども、まず1つ、市のホームページで出てくるのが、「防犯・防災Web」ですか、多分ここは反応が分かれるところだと思うんですけども、市のホームページの下の方の部分にあって、そこはそこで私もよく見るんですけども、一方で、ぽちっと奥州でも「防災・防犯」とあって、ここは「重ねるハザードマップ」とか「キキクル」があるんですが、市のホームページでパッと見られる内容と、ぽちっと奥州でパッと見られる内容がちょっと異なっているので、ここは少し、もちろん見せる情報の内容が違う、段階が違うというのもあるかもしれませんけれども、ここをもう少し整頓して、ハザードマップでQRコードというよりも、分かっている人はぽちっと奥州から全部すぐ行きますよとか、少し一番シンプルなルートはこれですよというものを示していった方が、普段からチェックしやすいかなと思うので、Webの発信は大事だと思う、大事というかこれからますます重要なのでそこら辺もう少し、発信の仕方を整理したほうがいいんじゃないかなと思うので、ちょっとこの辺についてお伺いします。

それから、外国人の方の対応で、もう言語がいっぱいあるので全部の言語に毎回そのバージョンを作ればというのは大変なのも分かるので、いわゆるやさしい日本語というのは分かるんですけども、いわゆる外国人の方がいられる地域というか、先ほど企業を対象にというお話をありましたけれども、どこの企業にどのくらいの外国人がいらっしゃっているのかという情報を、商工観光部とも情報交換をしていると思うんですけども、その辺、どのくらい、普段から情報共有をされているのか、いわゆる外国人労働者がいる企業の把握というのはどのようにされているのかをお伺いいたします。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) それではまず、情報の取り方を統一したほうがいい、たどり着きやすいようにということですが、私もそれはそのとおりだと思いまして、恥ずかしながら今回、私もこれを機にといいますか、いろいろなものをいじってみたんですけれども、やはり今は、皆さん、外国人も、一般の方も、まずスマホで情報を取りに行くと思いますので、その時にやはり一番つながりやすい方法を取らなきゃいけないとなりますので、そこはやはり使いにくい部分は、重ねるハザードマップ、実際のところそんなに今まで力を入れてこなかったところもありますので、まず、そういった部分を統一した方法でやれるところからまず、取り組みたいと思います。

それから、外国人については正直なところ、大体、奥州市では1,000人ぐらい今いるということで、あと技能実習生としてベトナム人がおそらく、今、中国人を抜いて一番いるんじゃないかなという情報まではあるんですけども、実際どの会社に何人というところまではちょっと分からぬいところではあります。ただ、先ほどお話をしましたとおり、やはり企業の方々に協力をいただいて、こういった防災情報を周知してもらう関係もありますので、そこは企業立地課なりともう少し詰めて、数の部分を教えてもらえばですけれども、詰めて進めていきたいと思いますが、実際ところは、今、これからというところが現実のところです。

(廣野委員長) 小野委員。

(小野委員) まず、情報発信の部分は、ぜひ整理をお願いしたいと思います。

それから、ぽちっと奥州の方、それからハザードマップのほうもホームページに飛んでというところがあって、これはホームページの作り方の話でもあるんですけども、PDFのデータを地域に切り貼りしてホームページで見られるとなっているので、これは、技術的な問題もあるかもしれませんけれども、いわゆるPDFを切り貼りして載せるというのも、ホームページでそれをたどって見るのは結構大変なので、うまく画像処理の仕方とか、ちょっとコツがあるなと思うので、その辺をちょっと工夫というのは、広報の方ですか、とお話をしながら、少し見やすくしてもらえるといいのかなと思いますので、その辺、技術的な検討をもう少し詰めてもらうと分かりやすいかなと思うので、ここはお願い、要望です。

それで、外国人の方に関してですけれども、まず1つが、もちろん、ハザードマップの情報を伝えるというところがもちろん大事ですけれども、最終段階としては、やはり避難所、その地区的避難所で、来た人の名前を登録するんですよね。そこの外国人のいわゆる個別データがどうなっているのかというのがちょっと分からぬいからですけれども、あくまでも、それは住民票がベースになっているんですかね、というところにも多分つながってくるので、企業の方を経由して、まず、ハザードマップにまつわる情報は伝える。一方で、やはり、直接的な避難行動というと、会社にいるときか、住まいにいるときか、どこで発生するか分からぬいですけれども、住まいにいて災害が発生したときは、やはりその地域における避難行動という部分につながると思うので、やはりちょっとハザードマップというものの先の話になりますけれども、やはり地域の方々と外国人の受け入れ、もちろん避難所には職員の方も行きますけれども、外国人の受入体制とか、関係性というものを常日頃から構築していくというすべも、もう少し、危機管理サイドからも促したほうがいいんじゃないかなと思うので、この辺の考え方をお聞きします。

あとは、個別のケースを出して申し訳ないですが、競馬場の方にもやはり外国人住民がおそらく30何人かいらっしゃって、言語が4言語だか、5言語ぐらい、特殊な方々もいらっしゃるという部分なので、それこそ企業であれば、ある程度、役所サイドも把握しているかなと思うんですけども、どうしても個人事業主というんですか、調教師さんサイドとの、労使関係に入るわけ

ではないんですけれども、その辺どのように情報が伝わればいいのかなと、私ちょっと悩ましい部分ではあるんですが、やはりあそこは場所柄もそうなので、特に、この浸水地域に住まれている外国人に対しては、もう少し丁寧に何かしら情報を伝えていかないと、やはり有事の際に混乱するのかなと思うのでその点、ちょっと今個別ケースで言ってしまいましたけれども、そういういたところも少し細かく検討していただけたらと思うんですが、その点お伺いいたします。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) まず、全体的には外国人対応ということだと思うんですけども、まず避難所の部分については、昨年度ですか、避難所運営班がやさしい日本語の勉強会をやったと、研修会をやったというところで、そこもちょっとだけですが、スタートを切って始まったところであると思っています。

あと、そのとおり、実際、避難所に来たときにという問題については、やはり、もう少しこれから詰めていかないきやないというのはそのとおりだと思っていますので、少しずつ、やはり、どうしても外国人対応は、私たちがなかなか自分たち主導でいくのも難しいですので、そこはやはり関係課と連携を取りながらやっていきたいと。これ、実際、他の課のことですので、なかなか言いづらいところはあるんですが、実際おそらく、ふるさと交流課であったり、企業立地課なのか商工労政課なのか分かりませんけれども、一応、外国人対応という部分で連携してやっていこうという話にはなっていると思いますので、そこに適時入れてもらいながら、防災の部分も、企業さんなり住民の方々にうまく伝わる、そして避難所なんかに行っても対応に困らないような部分は、3者なり、あとはそこに国際交流協会が入るかどうかですけれども、そういういたまず関係課とは随時、意見交換をしながらやりたいと思っています。

いずれ、今回、先ほど言いましたとおり、やさしい日本語版であったり、それから企業、まずは製造業が中心になると思いますけれども、メーリングリストなんかを使って、こういったハザードマップの情報周知をしてくださいとか、そういったところをまず、一緒に連携してやりたいと思いますので、そこを取つかかりとしながら少しずつ、やれるところからやっていきたいと思います。以上です。

(廣野委員長) 千葉部長。

(千葉市民環境部長) ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

今、外国人の方々の実際の避難行動のところというのは、実は私どもとしては弱い部分だなという認識を持っているところでありますて、やさしい日本語の取組の一環として、令和5年度でしたけれども、やさしい日本語を活用した避難の訓練を衣川にある企業さんの協力を得て、国際交流協会と協働で実施したというのがありますので、ちょっとそういった様々な取組をいろいろ試しながら、いずれ外国人の方が避難の情報を得るのが難しいということで、私どもとすれば避難行動要支援者であるという認識を持っておりますので、そういったところ、様々な実証実験的なことを繰り返しながら、検討してまいりたいとは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(廣野委員長) 千葉委員。

(千葉委員) 今日は大変ありがとうございます。

2点、伺います。

1点目は、今、小野委員からも出ましたけれども、やさしい日本語版の話でちょっと気になったのが、外国人に対してはそのとおりだと思うんですけども、やさしい日本語版の重要性、私

は、障がい者とか、あるいは小学校、保育施設、例えば、保育施設でも年長ぐらいになればある程度、日本語を全部読めなくても、先生の保育士さんの説明である程度分かるというようなこともあると思いますし、小学校の低学年でも、やさしい日本語であればある程度読み解くこともできるかと思いますので、そういう、小学校、保育施設、あるいは、障がい者施設等も含めてそういうところにも展開できるんではないかと思いますがその辺をお伺いします。

それから、3ページ目の別紙の部分で、これは確認といったらあれですけれども、新しい中小河川の浸水が具体的に出ていますけれども、水沢地区に太田代川と小田代川はあるんですけれども、これは当然、江刺から流れていくんですけども、その、いわゆるこの川の沿線は、江刺側にも当然ハザードマップとして表示されるという考えでいいのかどうかそれを、これは確認ですけれどもお願ひします。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) まず、やさしい日本語版の様々な展開、外国人だけではなくというところですけれども、それについてはまず1回やさしい日本語版を作りまして、あとはそれぞれニーズがある部分は、それぞれのニーズのあるところにそれを配布なり、インターネットを使って、ホームページを使ってやるかという部分は検討して広げてまいりたいと思います。

それから、先ほど言いました太田代川、小田代川についてはそのとおり流域ということになりますので、江刺分も含めてということになります。

(廣野委員長) 千葉委員。

(千葉委員) 後半の部分は分かりましたけれども、そのやさしい日本語版、いろんな、おそらく教育委員会さん、あるいは、保育は健康こども部ですけれども、市民環境部さんの方から情報提供をしないと、ああそうかつていうことが分からない、もしかすると、そういうことに気づくということがないかもしれませんので、情報提供としてやはり、できた際にそういうことを伝えることも必要ではないかなと思いますので、改めて伺って終わります。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) そこの対応は、できた段階で取りたいと思います。

いずれもやさしい日本語版も、今の時点で考えているのは、今、情報面のところを外国語でやっているんですけども、そういう部分で全面的にはちょっと難しいですので、先行事例というわけではないんですけども、例えば、花巻市さんとか北上市さんは、防災のしおりであったり、防災リーフレットという形で、両面刷りのような形で、避難所と、あとは気象情報の部分をやさしい日本語にしたり、あとは、ちょっとそれ北上市さんと花巻市さんで載せている情報が違うんですけども、ある程度必要な情報をきゅっとまとめた形での作成ができれば、全面ではなくてもですね、いいなと思います。そうなれば、様々な方々にも展開できると思いますので、いずれちょっと、どういったものを作るかは今後になると思いますが、できた段階では、使ってもらえるところには使ってもらえるような形で周知したいと思います。

以上です。

(廣野委員長) 瀬川委員。

(瀬川委員) 私が住んでいるところでは使う必要はないんですけども、ハザードマップという言葉を思い出すと、予算、決算のときに、ため池ハザードマップという言葉が出てきますが、これは、農林部の方の管轄ですか。

それで、私の地域は、ちょっとそれは全く必要ないんですが、防災組織なんかで、出前講座を

やったときに、そういうのは、地域を限定して説明されているものですか。

部局が違うから、皆さんとところでは、扱わないのでしょうか。

その辺をお願いします。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) ため池のハザードマップの部分については、一応、今回のものにも載せてはおります。

ただ、農地林務課は農地林務課の方で、もう少し詳しい部分でのマップを作つて登載していると思いますし、農地林務課の方でもため池ハザードマップの説明会をやつてはいるということなります。

こちらとすればそれより、また違う部分での説明がメインにはなつていますけれども、説明会では触れる部分は触れているということになります。

いずれ、今発行しているもの、それから次に発行するものにも、ハザード情報としては載せてはいます。ただ、そのとおり、いろいろなものを載せてしまうと、見えにくくなつてしまつという部分もあるので、どの情報をどれくらい載せるかっていうのは非常に悩ましいところと思っています。以上です。

(瀬川委員) ありがとうございます。

(廣野委員長) ほかにありませんか。

東委員。

(東委員) 東です。今日は大変ご苦労様です。

勉強不足で恥ずかしい質問になるかもしれません、まず、そもそも論でこのハザードマップについては、何かその法令だとかで、ちゃんと定期的に、これ今回たまたま3年でやつていますけれども、3年スパンで必ずやるとかっていう、そういう義務が、法令の法的根拠があるのかどうかということが、まず1点。

それから、仮に任意だとすれば、市は必要な都度やるということだと思うんですが、2ページ目に、今回の変更、改定にかかって、令和6年3月に県で指定した云々と、ここに出てくるんで、ここがずれてはいるというか、これずれてはいるのではなくて、やはり、様々なこの気象条件、異常気象が起きたり、いろんな事案が起きたことによって、都度都度に、定期じゃなくて不定期に、必要なときに見直しが入るというようなことなのかなどうか。

ということは、裏を返せば、今後、いつでもそういうことが起こり得る。

従つて、リアルタイムにやるのは難しいので、いわゆる、ネットの方の環境で、常時リアルタイム情報を出していくんだよというような形で、リアルタイムに対する対応は考えていくっていう取組になつているのかどうか、これは確認でございます。

それから、大きな2点目で、市民の認知度、理解度のところは、確かになかなか難しいと思いますけれども、過度にこれをやりすぎると、何か不安を煽るというか、危険だ、危険だっていうことを言うのが目的というふうに取られてはちょっとそれは違うのかなと私個人では思つてはいるのですが、その、いわゆる市民に正確な情報を出して、大変、皆さんの地域が、変な話、危ないところですよって言つてしまつことに等しいようなところもあって、その辺の伝え方とかが難しいのかなと思うのですが、どのような形でそういう、今後の説明会なり、日々対応されている危機管理課の皆さんとすれば対応をなさつているのかなというところについて、苦労話も含めて結構ですが、お聞かせいただければと思います。お願いします。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) まず、ハザードマップの根拠になりますけれども、水防法第15条第3項に、市町村は、こういった浸水想定区域等の部分について、これ、各項目があるんですけれども、それらについて、印刷物の配布等で住民に知らせる措置をしなければならないと決まっています。

ということで、それを根拠に、今回であれば洪水の部分の浸水想定区域であるとか、土砂災害の部分、これを印刷物として配布して、周知しているという形になります。

ということで今回、載せたのが令和6年3月ということですので、今後まだ、それこそ新たに土砂災害の恐れがある箇所とかそういったものが調査の結果、ランクがアップして土砂災害警戒区域になれば、そのタイミングを見て、更新はしなければならないかなというふうに思っています。

で、現時点ではおそらく、このマップについては、だいたい5年間くらい使う形で、次は、今の予定ですけれども、令和12年頃には見直しに入るような形。その前に今、県で調査しているものなどが公表になるというふうに思っています。

ということで、先ほど言いましたとおり、紙ですので、タイムラグがあると。

で、実際、重ねるハザードマップをちょっと私も調べてみたんですけども、この令和6年3月に岩手県が公表したものについては、令和6年12月には、重ねるハザードマップに登載しているようですので、それは県の方から国の方にやっていますので、そういった部分では、重ねるハザードマップの方が情報的関与は早いということになっています。

あとそれから、住民に余り危機感を煽ってもというのは、それはそのとおりだと思います。正しい危機感を持ってもらいたいというのも1つの目的ですので、自分が住んでいる地域が安全なのか、危険なのか。危険なのはどういった部分があるかというのをやはりきちんと知っていただいて、実際、警報なんかが出たときも、その地域全体が危険なわけではありませんので、自分の家がどんな危険があるのかを知ってもらって、正しい避難行動なり、安心してもらうような形で使ってもらえばいいなと思っています。以上です。

(廣野委員長) あとありませんか。

及川副委員長。

(及川副委員長) 及川です。ありがとうございました。

3点ぐらいになるかと思うんですけども、1点目は、外国語対応のところで、ホームページを見ますと、日本語で書かれています。母国語表示と言いますか、例えば、ハザードマップ、英語とか、韓国語と書いているんですけども、多分、本人からすると、そもそも日本語が読めないのに日本語で書かれていてもっていうことで、例えば、横に英語だったならばイングリッシュと書くとか、そういうのをした方がより分かりやすいかなと思います。

加えて、いわゆる、いろいろな方が入ってきて、多言語化しているということなんですけれども、例えばその、ハザードマップに載せるのは難しいかと思うんですけども、例えば避難所に、例えば、ピクトグラムっていうんでしたっけ、文字じゃないけれども、描写して、こういった形でここは避難できるところですよ、みたいな説明もあった方が、多分、外国人の方々はそんなに行動範囲が広くなくて、多分、自分の生活圏、狭い中で生活していると思いますので、例えば、会社と自宅の往来のときに、この施設はそういった施設なんだなっていうことだけでも記憶の中にとどめておいてもらったほうがより効果的ではないかと思いました。

あとは、2点目は、ハザードマップの浸水の場合です。

これは以前、千葉さんに聞いたのかな。浸水した場合のシミュレーションをしたことがあるのかということで、これは以前、羽田の振興会で、岩大の先生に来ていただきて講演をいただいたんですけども、そのときに、先ほども出ました、危険だ、危険だの話はいいんですけども、例えば、ここが決壊した場合に、何分ぐらいでこの一帯が浸水、例えば、膝上まで来るまで何分かかるんだとか、そういうたる程度のシミュレーションしていただくと、地域の方々もより危機感を持って、その講習会とかに出られるのかなというふうに思います。今後、そういうことをされるのかというのを聞きたいと思います。

あと、先ほど、東委員からもお話をありましたけれども、危機感を煽るという部分でありますけれども、例えばそのハザードマップにかかっているところの、私、川東地区全域だと思うんですけども、例えばその、ハザードマップの網にかかったがために、住宅地の価格というのがちょっと抑制されるって言えばいいでしょうかね、そういうことがちょっと懸念されるんですが、実際は、例えば国、県が主体となってそういうところの手当、例えば堤防をつくるとか、治水的なところをやる必要はあると思うんですけども、やっぱり、当局は当局で何かしらそういった、その、より安全性を高めるっていうか、安心感を高めるような働きかけというものを、ハザードマップに関わってされるのでしょうかということです。

あと、もう1点は、ハザードマップの役割としては、言うなれば予防的な面があるかと思うんですが、実際にこういったところで浸水が起きましたという場合に、その初動対応としては何かしらその連続性のあるような計画というか、何かしらの対応策みたいなものを検討されているのかお聞きしたいと思います。

これちょっとずれていれば、ハザードマップから離れていれば回答はいいですけれども、以上、4つになりますかね。よろしくお願ひします。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) それではまず、先ほどの1番目の英語とか韓国語は、多分、日本語でそのまま書いてあるっていうのは、そこはちょっと検討したいと思います。

ホームページ自体でそれこそ、言語を変えるところがあるんですけども、そこで対応にならない部分については、もともとのところをちょっと考えたいと思います。

あとピクトグラムというか、あれですか、避難所の看板みたいなものということでよろしいですか。

< 「はい」との声あり >

(廣野危機管理課長) これについては、あるところとないところ様々ちょっとありますので、そこはちょっと見ながら、避難場所というか、家屋ではなくて土地に対してあるところもありますし、避難所というところで、看板みたいな、ピクトグラムみたいなものを掲げているところもありますので、そこはちょっと、ある場所ない場所、ちょっとこちらの方で見てみて、設置について検討してみたいと思います。

それから、浸水まで何分かかるのかっていうことで、それについてはちょっと場所であり、状況によって様々変わってくると思いますので…、その部分は、部長からとなります。

あとは、住宅地の価格の部分、安心感を持ってもらうという部分については、それですね、なかなか難しい…、例えば土砂災害ですと、警戒区域指定の前に住民の方に聞いて、ある程度、次建てるとか、建て替えするときには、ここは擁壁を造らないとダメですよとかと制約がかかって

しまうので、そこはもう最初から指定しないでくださいというようなやりとりはあるんですけれども、やはりその水害になってしまうと、どうしても全体的な部分でもう、ばーっと出てしましますので、ただその、そういった住宅地になんてすごい面積、水害だとやはりかかってしまうのでそこはやっぱり、なかなか難しいのかなというふうに思います。

当然、その元となる堤防ですとか、そういった部分の補強とかそういった部分で安心感を持つてもらうという部分については、それこそ国なり県なりでやっていただければならないかと思いますが、市側とすればなかなかそういった住宅地なりの部分で安心感を持つてもらうというのは、ちょっと現状とすれば難しいかなと思っていました。

< 「予防の連続性とは…」の声に対して >

(及川副委員長) いわゆるハザードマップは、ある意味、周知して予防的な役割があるかと思うんですが、実際、浸水していった場合に、市民環境部としてはどのような、ハザードマップからその初動対応に向かっての対応について何かしら対応策というかマニュアルというかを検討されているのか、それとももう最初から消防の方に、それ以降だと消防署の方の管理になるのか、それとも危機管理課の方である程度、何かしら対策室とか、そういった形で、ハザードマップから、例えば、あそこは浸水しやすいよねというのはある程度先入観として分かると思うけれども、実際その場所がそういうことになった場合にどのように対応されるのかなというのをお聞きしたかったです。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) 実際そうしますと、例えば台風などが来た場合だと、まずは、災害警戒本部を立ち上げます。

そして、災害が起こりそうな状況、市の川の水が増水して来たとかいった情報は、私たち常にリアルタイムといいますか、国土交通省から出ている情報を見ながら、水防団待機水位であったりとか、氾濫危険水位であったりとか、そういうものをまず常時見ながら、その中で、例えば水防団であれば消防団、付近の消防団の人々に、まず現場の見回りをお願いするとかといった段階を踏んでいきます。

実際、越流なりした場合については、当然私たちでできる部分を、あとはその前段としては避難をかけたりとか、ある程度このくらいになってきたら避難を呼びかけてくださいというところは、私たちの方でその水位を見ながら、あとは消防団の情報収集を見ながら、適宜判断をすることになります。

実際、越流なり、河川が氾濫した場合については、あとはできる部分は実際対策となれば、その現場にすぐに行ってというのはなかなか難しいことになると思いますので、まずは住民の方を避難させる、それで、避難できなかつた方については、後は自衛隊なり、消防署なり、そういう部分も依頼しながら、取り組んでいくという流れにはなっていくかと思います。

(廣野委員長) 千葉部長。

(千葉部長) 先ほどのそのシミュレーション的な部分ですが、国の方で作っているサイトというかシステムがありまして、水害リスクラインっていうのが、これは国で作っているものなんですけれどもそれで、ちょっと今、確認のためにやってみようかなと思います。

河川を選んで、そうすると、堤防のところにポイントポイントがあって、そのポイントを選んで、そこが破堤した場合、その中で、例えば仮に自分の自宅のところにポイントを置くと、そこで何分後にどのくらい、何センチメートルの浸水想定が来る。それで、最大のところで、何分、

何時間で、その水位に達するっていうのがシミュレーションができるものが、水害リスクラインという形で、多分、国土交通省だと思うんですけれども、国の方でそういうものが出ておりますので、私も実際、自宅がそういう区域にありますから、自分ところでやってみたときに、この部分は壊れたときに、ただ、実際の水害の場合は、その一致、単一的な被害にはなりませんので、なかなかその実際の災害を想定するのはなかなか難しいとは思いますが、イメージはつかめると思いますので、もしそういったところを、なかなか個人では難しいかもしませんが地域の自主防災組織などで、そういうもののを見てみると、やはりここを危険なときは、やはり逃げないと、ある程度水位があるともう車は使えなくなりますので、そういうところは、シミュレーションをして確認をしてみるというのは、地域の皆様にはぜひやっていただきたいと思っておりますので、もし機会があればそういうことを地域の方々にご紹介をしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(廣野委員長) 及川副委員長。

(及川副委員長) 水害リスクラインは、確か、例えばハザードマップにかかっている部分で見ると、ここが弱いですよ、みたいなものが確かに出てきますよね。

この堤防のこの部分が一番弱くて、と出てくると思うんですけども、多分、そういう形で、いわゆるある程度、国の方の情報ではそのウイークポイント的な部分も分かるようですが、やはりそういうものもぜひ、地域でご説明等あるときには、された方がいいんじゃないかなと思います。

あと、もう1点あります。

初動対応のところなんですけれども、基本的には整理すると、災害対策本部を作つて、もちろんの指示系統と言えばいいんでしょうか、それを進めるけれども、実際は消防団であつたり、消防署の方々が現場の方を担つという形で、それは、ある程度、ちゃんと住み分けがされているというような認識でよろしいでしょうか。そこだけ確認して終わりります。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) それでは先ほど言われましたとおり、周知をいろいろ、様々なところで、自分の危険度を測るような手段がありますので、先ほどいただいたお話を含めてちょっと情報提供できる部分は市民に周知していきたいと思います。

それから、災害が起きた場合のシミュレーション的なものについては、そのとおり連絡系統といいますか、この部会では何をやるっていうのが決まっていますのでそれに基づいて行動していくというふうになっております。以上です。

(廣野委員長) あとはございませんか。

小野委員。

(小野委員) 先ほど千葉敷委員からもありました小学校だったり、保育所だったりというところにちょっと関連してちょっとぱつと思ったんですけども、ハザードマップは各家庭に配布ということだと思うんですが、これが学校でどのように、学校というハコにはいくのかもしれませんけれども、要は、震災後15年を迎えての防災教育という面でいわゆる子どもたちにこういうのをどうやって伝えていくんだろうなっていうところのちょっとと考えをお聞きしたいなっていう部分があります。

それから、実際にこのハザードマップを活用して最後は、初動というか避難行動につながっていけばという部分で、今日の説明にもありました令和5年度ベースでの出前講座を十何か所とい

うのは、これは、行政区単位だったのか、自主防災組織単位という言い方が正しいのか分かりませんけれども、その辺、どんな感じで開催されたのかを確認させてください。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) まず、学校の子どもたちについてですけれども、私たち今、いわゆる防災の出前講座というものは、行政についてはメインでハザードマップのことについてやっております。

それ以外の防災講座とか出前講座的なものは、市の防災士会の方々にお願いして、学校なり、事業所なり、そういった部分で、様々な取組をしていただいているというような状況になっております。

直近だと、防災士会さんですと、令和6年度で30回ほど、令和5年度でも20回ほど、これちょっと今どこどこに行ったというのはないんですが、自治会さんだったり、学校だったり、企業さんに出向いて防災講座、これは、講話であったり、心臓マッサージ、AEDの指導であったり、防災計画の指導であったり、段ボールベッドの組み立て等であったり、これ様々な内容があるんですけども、そういった部分で取組をさせていただいているというところになります。

私たちはメインで、先ほど言った回数については、ハザードマップの部分、あとハザードマップに付随する防災情報、そういった部分をやっているというようなすみ分けをしている状況になります。

先ほど言った、令和5年度のハザードマップの説明会については、総合支所でやったほかに、地区センターで地域を主体にしてやった部分と、あとは振興会であったり、区長会であったり、中学校にも行っています。あとは、小集落的な、小さい自治会の集まりでも、集会所を使って、何か所かやっているというので、自主防災組織であったり、自治会だったりで、様々です。ここはそれぞれの方々の要望に応じて出向いているという形になっています。以上です。

(廣野委員長) 小野委員。

(小野委員) ありがとうございます。

順番が前後しますけれども、いわゆる危機管理課さんが対応されているハザードマップを中心にして出前講座で中学校にも行かれたということだったので、そういった活動を、もちろん選ぶのは学校側の判断ですけれども、例えば、ちょっと先ほども出了ましたWeb情報をもう少し見やすくして、整理したところをきっかけに、学校側にこういうふうに今回整理したので、子どもたちにも少し見やすくなりましたみたいなことを周知していただくことによって、もし学校側から要望があれば行けるようにというところで、子どもたちは、今特に、余計なアクセスはできないんですが、タブレットを持ってできるようになっているのでその辺、Web対応を強化しましたという部分もぜひ、学校側にお知らせいただくと、いろんな意識も高まっていくのかなと思うので、その点だけお伺いして終わります。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) それでは、学校側のこういった防災教育については、今後も、教育委員会と連携を取りながら、検討してまいりたいと思います。以上です。

(廣野委員長) あとはよろしいですか。

東委員。

(東委員) 時間があるので私も、追加で1つ。

よく沿岸の方で、津波で被災したところに行くと、道路の上に、津波到達地点ですという表示

が、ちょこちょこ国道45号なんかを走っているとあるんです。

先ほど、及川副委員長の質問の中で表示の話が出ました。検討するって話もあったんですが、避難所は大体どこも避難所というのがばっちり分かるようになっているんですが、これをちょっとさつきお話をしたことにも絡むかもしれません、あまり過度に危ない危ないというのを出すことが果たしていいのかということが確かあるのですが、いわゆる拠点というか、ある程度過去の災害の経過等を踏まえたときに、一定程度の部分でそういう表示とかをする必要性ということについては検討したことがあるのかないのか。当然、義務はないと思うんですけども。

そのあたり、予算もかかるので、どこにもかこにもというわけには行かないとは思うんですけども、そんなことを考えたことはあるのでしょうか。

もし、今までのことと今後のことがもあるのであれば、お聞かせください。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) 私の家も北上川沿いですので、カスリーン、アイオンの表示は至るところにありますが、それ以外の部分については検討したことはないです。

(廣野委員長) 私も1点ほど。

この資料の、2ページの市民の認知度、理解度という部分の今後の取組で書いている、防災フェアや防災企画展というのは、周知、あるいは説明ではなく演習の時間を設けるなど、主体的に学べる内容の検討と、それと、アンケート調査を実施ということを今後の取組として掲げておりますが、もう少し、現時点で分かる部分があればご紹介いただきたいと思います。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) これについては、実際、今までそれぞれこういった場所に行って、説明が主でしたので、正直、今回、この所管事務調査があったからではないですが、やはり行って皆さんがどれだけこのハザードマップについて分かっているのか。あとは、その地域によってやはり、意識が全然違いますので、そこでの捉え方も違うと思いますので、やはり今回やらなきゃないなというふうに、ここで書かせていただきました。

ちょっと、実際どういうふうにというのは、今のところちょっと具体的なものはないんですが、いずれアンケートは少なくとも、この存在を知っているかとか、年に何回か見ているかとか、見る方はどういった活用をしているのかといった部分でのアンケートはしたいなと思っています。

演習については、ちょっとこれから検討になると思いますので、現時点では具体的なものは持っておりません。以上です。

(廣野委員長) お願いなんですが、防災フェアでしたか、防災企画展でしたかちょっと分かりませんが、よく、会場の周辺に防災グッズ等々を展示されていました。

展示された方に聞きましたならば、販売ではありませんと。あくまでも展示でしたということもありましたので、直接、ハザードマップに関わる部分でありませんが、当然、防災意識を高めると、あるいは有事の場合に対応するためのせっかくの企画展ですから、必要な部分についてはそこで、数量限定だとは思うんですけども、そういう販売も可能なような企画もあったほうがいいのかなと少し思いました。

それと、演習ですが、演習も様々あると思うんですが、非常食の、今は水で食べられるご飯とか、様々あるんですけども、これ1回、私も地元の自治会でやったんですけども、なかなかおいしいとは言えないし、どこがその加減なのか。湯通しもやりましたけども、なかなかその

加減がよく分からないので、何かそういうささやかなことでもいいのでぜひ、それもその、これが演習という部分に入るのかどうか分かりませんが、そこでやっていただくことによって、それぞれの地域振興会なり、あるいは小集落の自治会で取り組むときの、非常に参考になるんだろうなというふうに思っていましたのでその点については、お願いをしたいなと思っております。

ぜひ、1年間でみんなやりなさいとは言いませんので、ハザードマップが5年更新であれば、5か年のスパンでも結構だと思いますので、ぜひお願いをしたいなと思います。

最後、これ先ほど工業団地の、今年7月ですか、10月ですか、東京エレクトロンさんが操業を開始されるとなれば、今後従業員、外国人を含めて就労されると思うんですけれども、ある程度、地域でそれぞれ防災については対応すると思いますから、例えば、私は稻瀬出身ですけれども、稻瀬のここにこういう外国人さんがいますから、例えば地域で、ハザードマップを含めてその防災訓練をするときに、そこに呼びかけるというふうな、やはりその相互の情報交換があれば大変いいのかなというふうに思っておりましたので、この点についても、即答を求めるものではありませんので、ぜひ、その辺の情報、それが可能なのかどうか。

今、うちほうで、空き家対策の一環としてお貸ししている場所もあるやに聞いておりますので、可能な部分については、振興会の方と情報交換をしていただいて、有事の場合、的確な対応ができるようにしたいなと思っていますので、その点についてよろしくお願いをしたいというふうに思います。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) いろいろな、今後の説明会の持ち方につきましては、いただいた部分を参考にしながら取り組んでまいりたいと思います。

それから、外国人対応についても、当然、私たちの危機管理課ではなかなか取組が進まない部分もありますので、関係課と協力しながらよりよいものになるように取り組んでまいりたいと思います。以上です。

(廣野委員長) あと皆さんの方からなければ、いいですか。

小野委員。

(小野委員) これで終わりにしますけれども、ハザードマップがその5年更新でというのはそこは分かるんです。全然OKですけれども、この更新に合わせればいいのかどうか分からないですが、地域防災計画と、いわゆる今度、総合計画の作り方がいろいろこう変わってくる中で、そのスパンというのがどんな感じに捉えているのかなっていうのを、ちょっと今現状で、ハザードマップの更新で、防災計画もセットなのかというところと、今、地域防災計画と言うと災害が発生したときに何かありますよ、こうしますよという計画のほかに、いわゆる防災に関する考え方とか、普及とかいろいろあるじゃないですか。

その辺とかって見直しをかけていくものなのはどうかっていうのを、どのように考えているのかなという現状、考えている部分だけお聞きしております。

(廣野委員長) 廣野課長。

(廣野危機管理課長) まず、ハザードマップは5年というスパンではなくて、たまたま次が5年後だろうという考え方ですので、更新の必要があれば、予算化の問題もありますし、例えば今回のような追加情報が出されるタイミングもありますので、それこそ、1,000万円以上のお金がこれはかかっていますので、そういったタイミングのいいところで作るということで理解をしていただければと思います。

当然、あと地域防災計画につきましては、毎年更新になっておりますので、少なくとも国、県が見直しを図ったものについては、毎年奥州市の方でも見直しをかけていくものということになっております。

今回は、前年度は3月にやったんですけれども、今回は、1月21日に地域防災会議をやって、昨年度の3月に見直しになったものを反映し、各委員さんに諮るという予定にしております。以上です。

(廣野委員長) なければこれで閉じたいと思いますが、各委員、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

ここで、説明者入れ替えのため午後2時40分まで休憩を取らせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### 【都市整備番】立地適正化計画策定後の事業展開について

(廣野委員長) 再開します。

都市整備部の皆さん、本年もよろしくお願ひします。

新年、早々それも年末に急遽、お願ひをしまして、大変申し訳なく思っておりますが、限られた時間ではありますがよろしくお願ひしたいと思います。

今日は、ご案内しております立地適正化計画策定後の事業展開ということで、政策提言の取組状況、現状と課題について、今後の見通しについて、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、説明のため都市整備部から菊地健也部長、千田充都市計画課長、小野仁都市計画課長補佐、及川誉士夫都市計画課都市計画係長にそれぞれご出席をいただいております。

本日よろしくお願ひいたします。

説明の後、質疑等を行なながら、調査を進めていきたいと思います。

なお、発言の際は、マイクを使用して発言いただきますようお願ひをいたします。

それでは、調査事項であります、立地適正化計画策定後の事業展開について、当局よりご説明をお願いいたします。

(菊地都市整備部長) 都市整備部です。本年もよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、いろいろとご指導いただきまして大変ありがとうございます。

引き続き、いろいろご指導いただくよう、お願ひ申し上げます。

本日の所管事務調査の内容について、立地適正化計画策定後の事業展開についてということで、3項目ほど挙げていただいておりまして、説明の順番を、最初に、現状と課題について、次に、今後の見通しについて、最後に、政策提言の取組状況についてという順番で説明を申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、担当から説明申し上げます。

(廣野委員長) 千田都市計画課長。

(千田都市計画課長) 都市計画課長の千田でございます。

私から、既に資料を提出してございますけれども、奥州市議会建設常任委員会所管事務調査、調査事項、立地適正化計画策定後の事業展開について、令和8年1月7日奥州市都市整備部都市計画課という資料をもとに、最初に、立地適正化計画について、簡単ではございますけれども、概要を1ページから4ページ目まで説明してから、先ほど部長が申しました、現状と課題、今後

の見通し、政策提言の取組状況について、こちら5ページ以降になりますけれども、そちらにつきましては、担当係長の及川から説明させていただきます。よろしくお願いします。

まず、立地適正化計画策定後の事業展開についての資料2ページ目をご覧ください。

こちらページ左側に、策定の背景と書いてございますけれども、背景につきましては、記述のとおりでございまして、人口の減少、少子高齢化に伴い、医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービスが今後維持できなくなる可能性が懸念されることから、都市再生特別措置法に基づき、居住、医療、福祉、商業等の都市機能を特定の区域に集約し、公共交通と連携することで、コンパクトなまちづくりを進めるための計画となっているところでございます。

ここにポイントを書いてございますけれども、ポイントの②で、立地適正化計画でございますけれども、行政主導の「規制の強化」ではなく、社会情勢を見据えた「緩やかな誘導」を目指すものとしているところでございます。

次に、下側にあります計画の概要ですけれども、策定年が令和6年3月でございます。

対象区域が奥州市の都市計画区域の全域となってございます。

奥州市の都市計画区域につきましては、水沢、前沢地域は、全域が都市計画区域ですし、江刺の部分につきましては、岩谷堂、稻瀬、愛宕、田原の一部が都市計画区域となっています。

あとまた、胆沢の部分につきましては、水沢高校の南側、岩ヶ馬場とか尼沼の部分が都市計画区域の一部に入っているという形でございます。

目標年次でございますけれども、令和12年としてございます。

進行管理につきましては、概ね5年ごと、国としてはまちづくりの健康診断を毎年行うことで確認する形となっているところでございます。

立地適正化計画ですが、これに定める事項につきましては、計画区域、こちら先ほど言いました対象区域と同等となります。

②で立地適正化に関する基本的な方針、③で誘導区域、④で誘導施設、誘導施策、⑤で誘導施設の立地に必要な事業、⑥で都市防災に関する指針となってございます。

下側のポイントになりますけれども、ポイントの1番目で、通常、先ほど、目標年次が令和12年と話してございますけれども、通常であれば、目標年次は20年程度とすることが一般的でございますけれども、今現在の奥州市の都市計画マスターplanの目標年次が令和12年となっていることから、その目標年次と調整を図っているということで、令和12年としているところでございます。

また、②の誘導区域は、居住誘導区域と都市機能誘導区域の設定を指すものでございます。

③の誘導施策は、区域内に誘導していくための府内各部署が講じていく施策を指すところでございます。

④の立地適正化計画を作成することにより、よくアメとムチといいますけれども、アメの部分での各種補助事業の活用が見込まれます。

2ページ目の右側をご覧ください。

こちらは、誘導区域の設定を若干、文字等や部分的な部分で表したものになります。

まず、奥州市全域の部分、こちらの部分で言いますと、ちょっと緑色っぽくかかっている部分になりますけれども、これが、奥州市全域を表しているものとなってございまして、その中に、対象区域となる都市計画区域があることとなります。

また、都市計画区域の中に、都市の居住者の居住を誘導すべき区域として居住誘導区域、ここ

でいいますと、水沢駅周辺、江刺総合支所周辺、前沢駅周辺、水沢江刺駅周辺の1,127ヘクタールを設定しているところでございます。

また、その居住誘導区域の中でも、医療、商業、介護、福祉等の維持・誘導により、効果的なサービスの提供を図る区域として、都市機能誘導区域というものを設定してございまして、こちらにつきましては水沢駅周辺、江刺総合支所周辺、前沢駅周辺の342ヘクタールを設定しているところでございます。

下の部分に、若干ポイントとして書いてございますけれども、誘導区域を設定したことによりまして、誘導区域外における行為について、届出を義務付けているところでございます。

都市計画区域内での行為が前提となりますけれども、居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為や建築行為、都市機能誘導区域外での誘導施設、ここで言う誘導施設は後でご説明させていただきますけれども、その場合の建築行為、都市機能誘導区域内での誘導施設の休止又は廃止については届出が必要となっているというところでございます。

続きまして、資料3ページをご覧ください。

こちらは、区域を表示している区域図となります。

左側、こちらが、全区域図の見方でございますけれども、若干ちょっと見づらいですが、外側の細い青色の線が、ラインが、対象区域となる都市計画区域となります。その中に、太いピンク色のラインがあると思いますけれども、こちらが建築基準法上の建物用途を指定している用途地域と呼ばれるものになっています。その太いピンク色の内側に青い太い青色のラインがございますけれども、その部分が居住誘導区域となります。また、その青い太い青いラインの内側に少し太くて、赤いラインがあると思うんですけれども、その赤いラインが都市機能誘導区域となってございます。

また、右側には、水沢駅周辺、江刺総合支所周辺、前沢駅周辺、水沢江刺駅周辺に設定しております、居住誘導区域と都市機能誘導区域の範囲を示したものを載せてございますので、ご確認ください。

それでは次、資料4ページに移ります。

4ページの左側になりますけれども、こちら、届出制度の中で、先ほど誘導施設という言葉を出させていただきましたけれども、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定し、それを誘導施設として設定してございます。

基本的には、行政機能、介護・福祉機能、子育て機能、商業施設、医療、企業や教育文化機能の施設について誘導しておりまして、施設や対象との施設名称につきましては、後ろにあります、資料13ページに掲載しておりますので、後でちょっとご覧いただければと思います。

また、その下に、目標値、立地適正化計画での目標値を設定してございます。

都市機能誘導区域内における誘導施設数、居住誘導区域内の人口密度、公共交通の利用者数について、目標値を設定しているところでございます。

次、4ページの右側に移ります。

誘導施設として、都市機能誘導に係る施策、居住誘導に係る施策、公共交通に係る施策について、個別に事業施策を設定しているところでございます。

この部分につきましては、後で、具体的な誘導施設の取組状況の中で説明させていただきますので省略いたします。

あと下のポイント④番に注目願います。

この部分、補助活用につきましては、施策の中で、具体的な事業内容の掲載が必須となっているところでございます。

あと、ポイントの⑤番、方針や区域変更、誘導施設設定等は、重要な変更対象となってございますので、計画策定と同様の手続きが必要となるところでございます。

ポイントの⑥番、誘導施設の個別施策事業の追加登録につきましては、軽微な変更の扱いになつてございますので、⑤の手続きを省略し、府内決裁により変更が可能となっているところでございます。

立地適正化計画の概要については、説明は以上となります。

(廣野委員長) 及川係長。

(及川係長) それでは私から、引き続き、ご説明のほう申し上げます。

説明の前に、大変すいません、今ほどの4ページですが、4ページの誘導施設、左側の上の部分ですけれども、ダイジェスト版の7ページと書いていますが、ここは、資料13ページが正しいですでの訂正のほうをお願いします。

それでは、引き続き、ご説明を続けさせていただきます。

資料の5ページの方ご覧ください。

それではまず、立地適正化計画策定の主なメリットというところでお話させていただきます。

そもそもなんですけれども、本計画は、現時点での奥州市のまちづくりではなく、今後、急激かつ確実に進む人口減少、より縮小していく行政力、労働力、税収、コミュニティ等を踏まえ、20年後、30年後のまちづくりを見据えた、人口、居住や都市機能を今から緩やかに誘導を図らなければいけないということを目的に策定している計画です。

続きまして、メリットでございますが、生活利便性の向上、そして、それから行政サービスの充実、災害リスクの低減、地価の安定、有利な国の予算制度の活用ということで、立地適正化計画策定のメリットは、このようになってございます。

詳しい中身についてはお読みいただきたいと思います。

続きまして、5ページ右側でございます。

立地適正化計画の実現に向けた課題の方でございます。

課題につきましては、いずれ、本計画では、誘導区域外への誘導施設の立地や開発等は、届出のみで強制力はございません。

ですので、区域外での行為等を誘導することはできないことがまず課題として挙げられるかと思います、強制力のないものですので。で、現時点で民間企業の開発や建築等に対し、営利の阻害が発生する誘導はなかなか理解を得ることは難しいものとなってございます。

本計画は、概ね20年後の長期的な視点での計画でありますので、まだ、現在1年9か月の現段階では、具体的な課題というのは、まだ見えてきていないところではございます。

今後の進め方でございます。

①まちづくりの健康診断。

こちらの方が令和7年度より実施されているものでございますが、国土交通省によって、毎年実施される全国統一様式による誘導施策の実施状況や、誘導施設の立地状況等の調査がされてございます。

このまちづくりの健康診断につきましては、全国的な動向の情報共有により、各市町村において適時適切なタイミングでの見直しなど、計画の実効性向上に役立てるために実施されているも

のでございます。

次に、②の計画の分析評価、法的な取組になります。

都市再生特別措置法第84条により、概ね5年ごとに施策の実施状況の調査分析及び評価が義務付けられております。この検証結果を踏まえ、計画変更を検討するものでございます。

当市計画の目標年次は、先ほどご説明のとおり、都市計画マスターplanとの整合を図り、令和12年としておりますので、マスターplan見直しと合わせた評価が好ましいと当課では考えております。

③の誘導施策、具体的な内容の状況把握でございます。

各部署で実施される誘導施策について、検討や実施状況等の確認を行い、状況把握に努める予定です。

頻度は、本計画が長期的な視点での施策展開であることを踏まえ、法的分析評価までの中間付近での実施がよいのではないかと考えております。

また、計画に基づく届出件数等の収集可能な情報は、常時把握に努めてまいりたいと考えています。

続いて、6ページの方をご覧ください。

今現在の立地適正化の現状についてご説明したいと思います。

まず、立地適正化計画における届出の状況でございます。

都市機能誘導に係る届出については、令和6年、令和7年11月末まで、まだ届出はない状態です。続いて、居住誘導に係る届出ということで、まず、開発行為が令和6年度中に7件、令和7年の11月末までに1件、建築行為が令和6年度に4件、令和7年11月末までに1件ということで、合わせて13件の届出がございました。

続いて、具体的な誘導施策の取組状況でございます。

こちらにつきましては、短期、令和12年までに取り組む施策に関して、ここに挙げております。

都市機能の誘導に係る施策としては、全32項目が計画に記載されております。

このうち、短期分、令和12年度までに取り組む施策として24項目が搭載されています。

居住誘導関係の施策については、全28項目が搭載され、このうち、短期で取り組む部分として27項目が記載されています。これにつきましては、まず、都市機能誘導に関わる生活政策については、24項目のうち14項目について、取組している状況でございます。

状況居住誘導に係る施策については、27項目のうち、17項目取り組んでいる状況でございます。

これら誘導施策の項目については、この資料の14ページ、15ページに資料がありますので後でご確認いただければと思います。

6ページ、右側、立地適正化計画における誘導施策の展開状況でございます。

まず、全体的な誘導施策の具体化につきましては、未来羅針盤図、未来羅針盤課の所管でございますが、これに基づき、各地域のプロジェクトの具体化策の1つとして、都市再生整備計画の事業導入に向けた検討が進んでいます。

まず、②でございますが、中心都市拠点、水沢駅周辺でございます。

こちらにつきましては、新医療センター整備、水沢公園再整備事業、道路整備事業の基幹事業やまちづくり関連社会実験等の提案事業等のハード、ソフト事業、一体的に展開する水沢市街地

の再生に資する都市再生整備計画の策定に向け検討を進めております。

核となる新医療センター、水沢公園については、それぞれ所管部署において、事業計画等の具体的な検討を進めている状況です。

続きまして、③都市拠点、江刺総合支所周辺でございます。

こちらにつきましては、江刺市街地の再生の基本方針となる江刺市街地エリア開発整備基本計画の策定に向け、地元の方々も含め、ワークショップ等を実施しながら、必要となる施設整備等の検討を現在進めているところでございます。

④の都市拠点、前沢駅周辺につきましては、前沢市街地が前沢駅周辺を中心に、行政機能、区画整理事業により、居住環境それから大型商業施設等の商業機能が集積されておりますので、また、国県道や鉄道の交通網も一定に整備されたまちづくりが進められてきた地区でございます。

今後、前沢市街地では、主要施策として、市街地の道路整備が考えられており、この具体的な整備に向け、将来交通を見据えた道路網の見直しを現在進めているところでございます。

⑤の都市拠点、水沢江刺駅周辺でございます。

水沢江刺周辺につきましては、市の重要な交通拠点である新幹線駅を中心とし、市の玄関口たる地域の在り方を、住民の皆様と話し合いをしながら、現在検討を進めているところでございます。

続きまして、7ページの方ご覧ください。

令和5年に本委員会様の方から提言いただきました政策提言の取組状況について、ご説明させていただきたいと思います。

計画への反映・活用の状況でございます。

それではまず、提言1としまして、「地域の特色を生かしたエリアマネジメントの展開、(1)エリアマネジメントの手順の確立、(2)都市再生推進法人を設立に向けての取組み、(3)都市計画上のグランドデザインを次期都市計画マスタープランの改訂時に組み込むための作業着手」という項目についてでございます。

まず、未来羅針盤図に基づき、各地域プロジェクトにおいて実施しているワークショップは、地域の人材や施策の担い手の掘り起こしを意識して、今後につながるよう進められているものでございます。

続きまして、都市再生推進法人の指定は、都市再生推進法人は運営体制や人材が整い、まちづくりに関する情報、ノウハウを有したまちづくり会社やNPO法人等のまちづくり団体が対象となります。

現在、未来羅針盤課において、市内において、担い手として可能性がある団体と、国主催の研修会への参加等により、設立の可能性を模索している状況でございます。

続いて、都市計画マスタープランの目標年次、先ほど来ご説明のとおり、令和12年度を予定してございますので、現時点では、具体的な検討には着手してございませんが、今後、立地適正化計画をはじめ、市全体で進めている施策の把握に努め、地域マスタープランへ生かしていく予定でございます。

12年の改訂時には、当然こちらはリンクしたものとする予定でございます。

続きまして、その後段の提言2、「後世に人を遺す取組の推進、(1)、エリアマネジメントの人材育成プログラムの構築、(2)、市内外から人を呼び込む仕組みづくり」ということで、こちらに

つきましては、提言1でもご説明しましたが、各プロジェクトにおいて、実施しているワークショップがこれにも当てはまるかなと感じているところでございます。

当課において、令和7年度の水沢市街地ワークショップの開催に当たり、地域共同研究を活用しまして、岩手県立大学の学生の参画をいただいております。

また、水沢公園再整備構想の検討におけるワークショップにも、市内の高校生等の参加をいただいているところでございます。

また、未来羅針盤課において進められているプロジェクトを初め、まちづくりに関し、専門的な知見からの助言等のため、奥州市にぎわい創造アドバイザーを設置し、それぞれの検討の場に参画していただいているところでございます。

続いて、資料の8ページの方をご覧ください。

提言の3、「各地域の都市再生整備計画の速やかな策定、(1)、都市機能の誘導施策の効果的な推進、(2)、居住の誘導施策の効果的な推進」という項目についてです。

こちらにつきましては、先ほど来、説明のとおり、未来羅針盤図に基づく各地域のプロジェクトにおいて、具体化策の1つとして検討が進められているところでございます。

水沢市街地と江刺市街地の2か所でございます。

水沢・江刺市街地地区に関しては、関係団体協議や市民ワークショップ等の実施や、登載事業の精査検討を進め、策定に向けて取り組んでいるところでございます。

前沢市街地地区に関しましては、主要施策として捉えている市街地の道路整備に向け、道路網の見直しを進め、他地区との調整を図りながら検討を進めているところでございます。

都市再生整備計画についてです。

こちらは、誘導施策を具現化する方策の1つです。

関係部署の施策を横断的に実現する事業の実施計画ということになります。

今後、具体的にこの計画を策定し事業を進める場合、まず策定に向けた事業の意見集約や、精査、それから各合意形成、また、当然事業を行いますので、相当の財政負担を伴いますので、財政や政策協議をしながら策定する必要が出てくるものでございます。

居住誘導区域内の優良な宅地開発の誘導に関する施策をして、当課において、官民一体で施工する宅地開発指導要綱事業を継続的に進めているところでございます。

居住誘導支援策としては、ふるさと交流課において、移住者住宅取得支援補助金がございまして、こちらの補助金において、対象住宅が居住誘導区域内にある場合、20万円の加算要件が制度化されてございます。

空き家に関する施策としましては、生活環境課空き家対策室において、空き家除却工事補助金、空き家改修工事補助金、空き家バンク等のハードソフト両面での支援策が講じられているところでございます。

以上が、いただいたおりました提言に関する今現在での実施状況、反映状況でございます。

資料の9ページ目からですが、こちらが立地適正化計画のダイジェスト版ということで、概ねまとめたものでございますので、今まで説明したものより少し細かく説明をしたもののですので、後でご覧になっていただければと思います。

説明は以上でございます。

(廣野委員長) ありがとうございました。

それでは、各委員の方から、質疑等をお受けしたいと思います。

小野委員。

(小野委員) 小野です。本日はありがとうございます。

ちょっと、前段とし立地適正化について、一度ちょっと確認したいところがあるんですけれども、まず、都市計画マスタープランの一部としているということでこれがマスタープランの方が令和12年度ということなんですねけれども、その立地適正化計画が中長期で20年ぐらい見込んでいってお話があつて、なんでしょう、令和12年度にその立地適正化計画を更新するという考えなのか、今回決めた立地適正化計画は変わらないけれども、それが含まれているマスタープランの方が12年度に更新になるという言い方なのかちょっと、これちょっとどう捉えていいのか分からなかつたのでちょっとその関係でちょっともう一度お聞きしたいなっていう部分があります。

それから、具体的な施策の説明の方、6ページの方ですか、取組済、これが別のページだと着手済という表現が使われていますけれども、これは、具体的な施策が始まったというだけでもちろん、多分結果を出るのはこれからだと思うんですけども、逆に言うとこの着手されていない、取組が始まっている事業っていうのは、何かこう、何かしらのハードルがあるのか、時期的なものがあるのかというところを確認させていただきたいなと思います。

それから、もう1つが、戻って4ページの目標値のところで、3つの目標値、評価指標があるんですけども、これはこの具体的な施策をいろいろ、全部いろいろこうやっていく中で、1個1個の具体的な施策に指標があるんじゃなくて、全部をやつた結果、この3つの指標を達成できるようにしていくっていう意味合いのものなのか、その指標、目標値の考え方について、もう一度ご説明いただければと思います。

(廣野委員長) 千田課長。

(千田課長) 都市計画マスタープランと立地適正化の関係については私の方から説明をさせていただきます。

基本的に、奥州市の都市計画につきましては、一番は奥州市総合計画が来るわけでございますけれども、それに即して、奥州市都市計画マスタープランというものが都市計画の基本的な方針ということで定められるという形になってございます。

基本的には、法律等は都市計画法の方の法律にはなるんですけども、今回の立地適正化につきましては、都市計画法ではなくて先ほど申しましたとおり、都市再生特別措置法に基づくという形にはなっているんですが、基本的には、都市計画マスタープランに即した形で立地適正化の計画が図られるという形になってございます。

今回、奥州市の都市計画マスタープランが令和12年に期限を迎えるということで、その時に奥州市の都市計画マスタープランの見直しがなされるという形に行って、今のところ、うちの課内では、そういった形で見直しをしたいというふうには考えてございます。

それで、立地適正化計画につきましても、今回、令和5年度の部分で作っているような形にはなっているんですけども、奥州市都市計画マスタープランの方が策定された場合には、その部分を反映させるために、若干の修正がかかるものと考えているところでございますので、併せて、立地適正化計画についても、奥州市マスタープランの方の変更点が出てくれれば、その部分も併せて変更をして、立地適正化計画も変更になるというふうに考えているということです。以上です。

(廣野委員長) 及川係長。

(及川係長) それでは、私の方から具体策について少しお話させていただきたいと思います。

資料の14ページをご覧いただければと思います。

こちらに、記載されてございますのが、先ほど来ご説明しております、32項目の具体策、それから、28項目の具体策、具体的な内容が記載されているページがここのその資料になります。

この丸が付いておりますのが、取組済、着手済、要は同じ意味だと思っていただければよろしいかと思います。それから、あと三角が全域ではないですが一部地域において取組済ということで、一応手をかけているものということで三角のほうを付けています。

このうち、ここの実施時期のところをご覧いただければと思いますが、短期ということで、令和12年度までということで、短期までの分と、それから中長期的に展開するものとして、令和13年度以降からというもので、分かれているところでございます。

このうちこれ、1項目ずつ見ていただければ、そうだね、やってないよねということになるんですが、例えば、統合記念館、文化財収蔵施設の建設事業等については、まだ、手をかけてございませんので、まだ取組をしていないねということにしています。

ということで、ほぼ、まず都市機能の誘導に係る施策につきましては、その部分と、それからちょっと右側のページですけれども、右側の印が付いていないのが多いのが無電柱化率、無電柱化についてちょっとまだ検討の方をしていないために、ちょっと多く丸がはずれている状況となつてございます。

可能な限り、できるものについては、継続してやっているものは当然ありますが、手をかけているという状況でございます。

15ページの方が居住の誘導に係る施策ということで、こちらの方も、そのとおり、手をかけてきたもの、それから、手をかけられるものに関しては、このように現在進めさせていただいているという状況の中身です。

続いて、目標に関してのご質問がございました。

目標に関しては、3項目、都市機能誘導区域内における誘導施設数を、今現在25施設を立地適正化計画の方で具体的に施設を挙げております。

こちらの施設、どのような施設かというと、こちらの方も資料の13ページに挙げさせていただいております。

こちらに挙げております水沢駅周辺、江刺総合支所周辺、前沢駅周辺で、水沢駅周辺で17施設、江刺総合支所周辺で5施設、前沢駅周辺で3施設、具体的な施設名がこの説明の欄に記載されている施設になりますが、これらを一応誘導施設ということで位置付けてございます。

要は、この25施設が都市機能誘導区域以外に出ないようにしていきましょうというのが立地適正化計画でございます。

まず、目標の1はそのような内容となってございます。

2つ目の目標としまして、居住誘導区域内の人口密度ということで、いずれ立地適正化計画に基づいたまちづくりを進めることによって、人口の維持をしていきたいという目標となってございまして、そのとおりの目標ですけれども、というところでございます。

また、立地適正化を進めることによって、地域間のネットワークの確保は絶対に必要になってくるというところでございましたので、これ公共交通に関する目標ということで、各種バスの利用者数の方を記入させていただいております。

こちらの方は奥州市地域公共交通計画から持ってきてている数字そのままでございます。ということで、これらをもって、一応、計画の方の目標として位置付けている、一応、具体的な数字で

見える目標としてこの立地適正化計画のほうで位置付けているものでございます。以上です。

(廣野委員長) 小野委員。

(小野委員) 丁寧な説明大変ありがとうございました。ようやくちょっと頭の中が整理されてきたなと思うんですけれども、今回、建設環境常任委員会で過去に出していた政策提言に対するフォローアップという意味合いで、今日、所管事務調査をさせていただいている中で、いわゆる、取組済の部分が、もちろんない部分もあるというところ今ちょっとここ確認できたところなんですけれども、これもちょっと全体的な確認になってしまふんですが、今、都市計画課の皆さんに来ていただいて説明していただいて、実際の取組、具体的な施策の部分で商工だったり、未来羅針盤課みたいなところがあつたんですけども、この計画の立て付けって言えばいいんでしょうか、総合計画があつて、都市計画マスターplanがあつて、その中に立適があつてという部分があつて一方で、今、市が進めている未来羅針盤プロジェクトがあつて、この、縦と横で言えばいいのか、なんでしょう同じ平面上でごちゃごちゃになっているっていう印象がやはり、いまだに私もちよつとこら辺の立て付けがちょっと理解しきれてないなという思うところもあるんですけども、いずれ、立適に掲げられているいわゆる進捗管理の部分であるというのは、都市計画課、都市整備部さんの方で今後も引き続き進捗を管理していくという部分の確認と、それから、一応、先ほどの説明で聞いた都市計画マスターplanの見直しがあれば、立適の方も見直されていくっていうお話があつたのかなと思うんですけども、その具体的な施策が今後、何らかの、その総合計画だったり、都市計画、今タイミングが、総合計画の方の見直しが、都市計画の見直しよりも先に来るんですけども、そこによって、この立適のこの具体的な施策っていうものが何かしら加わる、もしくは減るという選択があるのかどうかっていうところを確認させてください。

(廣野委員長) 千田課長。

(千田課長) 私の方からは、総合計画の部分でもしも変わった部分で、立地適正化計画の方が変わってくるのかという話だと思うんですけども、基本的に居住誘導区域や都市機能誘導区域はよほどでない限りは変わらないという形では考えています。

ただ、その総合計画に載ってくる施策事業、そちらの方が、もし、都市再生整備計画のまちづくりの中でやる状況に必要になってくるのであれば、立地適正化の中の施策、事業の修正はあり得るのかなとは思っています。

ただ、これはあくまでも総合計画ですので、財政等々のそういう明確な部分もなければ、都市再生整備計画も立てられませんので、やはりそういう部分も含めた形の財源的な部分もある程度やはり乗っかった形で、やるよという意思表示が示されるのであれば、当然、都市再生整備計画の中で登載した形での補助事業を入れるという形が明確になってくるのであれば、当然、立地適正化計画の施策事業の部分の修正はあり得るというふうに考えます。以上です。

(廣野委員長) 及川係長。

(及川係長) 私の方からは進捗管理の部分についてですが、当然、進捗管理は、この立地適正化計画を所管している、都市計画課、都市整備部で行うものと考えています。

当然、法の方でも5年、概ね5年ごとの評価というのが義務付けられていますので、この5年ごとのという部分を、都市計画マスターplanの見直しに合わせた年数とちょっと超えてしまうんですけども、そこに合わせてやっていこうというものですので、先ほどの説明のとおり、ただ、5年ではちょっと期間が開き過ぎますので、中間年では少しちょっと本格的な評価という

か、現状調査をしていきたいなというふうには考えています。

(廣野委員長) 千田課長。

(千田課長) ちょっと補足になりますけれども、結局、立地適正化計画の人口指標等に関しましては、どうしても国勢調査の結果に基づいて、そういうった指標が示されるという形になってまいりますので、今回、令和7年度に、国勢調査が行われてございますので、多分来年、再来年度の部分ではその国調の成果が上がってまいりますし、ということで、国勢調査の結果が出てきますので、そういうた部分での人口密度の部分で令和12年ではありませんけれども、その段階でどういった形になっているのかという部分は見えるのかなというふうには思っています。以上です。

(廣野委員長) 小野委員。

(小野委員) 分かりました。ありがとうございます。

総合計画と立地適正化計画の関係で、指標で言えば今人口の部分に言えばおっしゃったとおり、国調に則ってというのはそのとおりだなと、今改めてそうだったんだとちょっと認識したんですけれども、やはり中間年であるって言うんですか、そのいずれ見直しのタイミングが、ちょっと今度の総合計画の方の立て付けがちゃんと決まっていないからなんですけれども、その辺、今ちょっと随時ずれていくものなのか、ひっくり見ていくものなのかというのがちょっと、ここだけで答えられるものじゃないかもしませんけれども、何かあっちも見てこっちも見てという、指標に関して、人口に関してはもう5年というのが決まっているからもうここはもう純粹にそこだけやってくよっていう考え方でいくのか。

いずれ、総合計画の方と照らし合わせながら、その具体的な施策、先ほど財源の話もありましたけれども、それはそれ、これはこれというふうに分けて評価していくというふうになるのかなとちょっと、少し先の話なんですが、すいませんそこをもう一度確認させてほしいなという部分と、それから、さっき、どこかの説明でもありましたけれども、立適によって得られる財源の部分ですか、法でこれ社総交のかちょっと分からないですけれども、その分、立適によってもたらされているメリット、国から得られる交付金等の財源の部分の把握というか管理は、お金の管理は、実際は財政なんでしょうけれども、その辺、立適に基づいた事業にどのように国の補助金がひもづけられているのかっていうのが、決算で見るような主要施策の評価だけだと、その辺がちょっとお金に色がないっていう説明を財政がするかもしれません、立適にまつわる部分のお金がどのように活用されているのか、もらえるものなのかというのを分かるものなのか、示せるものなのか、お伺いいたします。

(廣野委員長) 千田課長。

(千田課長) それでは、まず総合計画との関係の部分で再度という形ですので、基本的にはやはり総合計画が一番、奥州市でのトップの計画だというのはそのとおりでございます。

その計画の中でいろんな縦割りっていうか、横付けっていう形ではあるとは思うんですけれども、いずれそういうた部分での、どうしても総合計画が上位に来て、その下に、若干ちょっと下に都市マスが来ると、結局その都市マスの下にまた立地適正化が来るっていう形になってきますので、どうしても総合計画が変われば、都市マスもその時の考え方で変わってはいくんですが、どうしても都市計画自体が、5年、10年というスパンではない形で、20年スパンっていうのを考えてのマスタープランという形に、立地適正化計画がなるという形になってきますので、途中途中で総合計画ってやはり変わるんですが、だからといって、簡単に都市マスなり、立地適正化計

画なりが変わるとかいうわけではないんです。

どうしてもタイミングがあったり、また、都市マスにしても20年なので、ずっとすべてがそのままというわけではなくて、大体10年くらいで見直しも手をかけるというような形も、若干動く部分もありますので、その段階で、よほどの総合計画との乖離が出てくれば当然その段階での若干の修正にはなると思いますけれども、市の方針の関係とかの修正は出てくるものかなとは思っております。

あと、さきほど、財源の関係での補助事業とのメリットの関係ということで話をさせていただきましたけれども、基本的にはこのまちづくりの関係での補助メニューというのは結構あって、結局、社総交のどちらで言う通常分と、防災安全といわれる部分と、あとこの中で言われた都市再編集中支援事業、ウォーカブル事業といった部分でちょっといろいろばばばってあるんですけども、あくまでもその社総交の通常分ですと、大体4割程度しか補助率がない状況です。

あとは、財源指標によって変わる場合もあるんですけども、そういう形になっておりまして、ただし、都市再編集中支援事業の補助を使った場合に、嵩上げがかかる形になっておりまして、居住誘導区域であれば、プラス5%になりますので補助率が45%、都市機能誘導区域になると、またプラス5%上がって補助率が50%になるという形にはなっているんです。

ただし、都市再編集中支援事業を使う場合には、都市再生整備計画を作りなさいという形になっておりまして、すべての居住誘導区域に入るわけではないんです。

その中でも、都市機能誘導区域や居住誘導区域で、この部分だけは都市再生整備計画区域に定めて、その中で、どういったまちづくりをしていくんですか。そして、5年後にどういった指標を目指していくんですかっていう中になってきますので、どうしても居住誘導区域、都市機能誘導区域はあったものの、都市再生整備計画区域がまだ定められて、その中の補助が使えるという形になってきますので、先ほど言った、誘導施設の建設、補助要件はいろいろとありますけれども、道路、公園、その他いろいろ工事、都市機能とかって駐車場整備とかといったもろもろもできる形のメニューには今、なっているんですが、あくまでも都市再生整備計画区域の区域内を設定した中での補助メニューとなってまいりますので、居住誘導区域全域が補助対象区域になるかといったらそうではないという形になってくるという形になります。

(廣野委員長) ほかございますか。

瀬川委員。

(瀬川委員) ちょっとまとまらない話をします。

以前から、旧水沢商店街の空洞化のことがずっと話題になってきたんですけども、私たちは、2つ理由があるなと思っている。

1つは、公共施設数の郊外化がずっと取られてきているということと、それから、特にメイプルの開発、何ていうんですか、横町の開発の結果を見ていると、そこに居住している人たちがほとんどいなくなっていて、その居住地も郊外に行っているというのが、この旧水沢中心街の空洞化に拍車をかけたんではないかというまず印象を持っています。

ただ、今回の計画を見ますと、旧水沢商店街だけではなくて、ちょっと言いやすい言い方をすれば、常盤通りあたりまで、今度の都市機能誘導区域というふうなものに指定をされて、今ある公共施設は、大体この中にあって、今後、この外には出さないという考え方でいいのでしょうかというところをちょっと教えてください。まずそれが1つ。

あと、そういうときに、これは言っていいのかどうか分からぬけれども、例えば総合体育館

は、全くこの地域から離れたところに今作られているんだけれども、こういうものを移すような考えはあるのか、ないのか、まず1つ、ちょっと私の考えを整理するために聞いているんですが。

それと、13ページの表の中に、商業機能という説明の施設名のところに、メイプルが入っているんですけども、今までのメイプルの説明では、商業施設としての役割は終わったと説明されてきたんですけども、今後、こういう商業機能を持った施設ということで位置付けて、この区域内に存続していくという位置付けでここに書かれているのかどうかというあたりを教えてください。

(廣野委員長) 千田課長。

(千田課長) いずれ、先ほど都市機能誘導区域の方で、常盤通りの方までいっているってということで、将来的にはそういった部分での、施設を出さないような形にするのかという話でございましたけれども、基本的に今現在の立地がやはり、そういうふうになっております。あと、将来的には、どうしても皆さんお分かりのとおり、人口減少も必ず起きます。

残る地域というのは限られてくる可能性がやはりあるというふうに思っておりますので、基本的に、もう今現在、集約じゃないですけれども、施設が立地されている状況であれば、やはりそれを何としても、できるだけ存続はしなければいけないんだろうというふうには思っておりますので、基本的にはやはり今の都市機能誘導区域のいろいろな経済状況はあると思いますが、今の方針としては出さないような形の方がいいのだろうという形では思っているところでございます。

それから、総合体育館を移すような考え方があるのかというお話でございますけれども、これちょっと、市の大きな話になってきますので、ちょっと都市計画課では、その方針を今この場でちょっと話すのは、ちょっと難しいのかなという、どうしても市の政策の部分になってきますので、それはちょっと、この場で移すような考え方があるのかっていう部分についてちょっとお答えは控えさせていただけないかということで申し訳ございません。

あと、商業施設のメイプルの話でございますけれども、いずれすべてが、商業機能が残るというような形では私どもも思っておりませんけれども、今現在、プロポーザルによって、そういった部分での、メイプルの中の再生に向けて進めているという形のものでございますので、やはりそういった部分、一応、誘導施設の方にはさせていただいているというような形でございますので、理解していただければと思います。以上です。

(廣野委員長) 菊地部長。

(菊地部長) ちょっと補足ですけれども、先ほど言わされた、都市機能誘導区域の部分は担当の方も説明しましたけれども、資料の13ページにある施設が対象となっておりまして、これらをとにかく外には出さない、区域外には出さないよということが一応基本的な考え方です。

外から持ってくるっていうことを今、ここで示しているわけではないので、今あるものをまずは出さないようにというような考え方方に立って、計画を作っているということになります。

あと、商店街云々っていうのもありますけれども、居住誘導をやはり、住んでもらう人たちをこのエリアに、ある程度集約、集約っていうか、優先的にいてもらった方が、いろいろ、様々なコスト、これからの人団減少の時代に、様々なライフライン、道路にしろ、水道にしろ、何しろすべてに影響してくる部分あると思いますので、一応そういった方向に示していくという考え方の計画でございます。それを強制的にやるとかやらないとかという話ではございませんので、そ

の辺、ご理解いただければなと思います。以上です。

(廣野委員長) 藤田委員。

(藤田委員) 藤田です。今日はどうもありがとうございます。

聞く方も何を聞いたらいいかちょっとあれで、的外れな質問になろうかと思いますが、1つお許しをいただければと思います。

5ページの本計画は概ね20年後の長期的な視点での計画であることから、策定から1年9か月の段階では、具体的な課題は見えてないっていうことは、どういうことを意味するのか。

あまりにも、なんていうのか、件数が少ないと、そういうことを意味しているのかどうかお聞きしますし、あと、6ページの届出の件数があるわけですが、居住誘導に係る届出の数字が出ているわけですが、今時点では、この届出の件数は、都市計画課としてはどのように、少ないと、多いとか、どのように感じていられるのか、お聞きします。

(廣野委員長) 及川係長。

(及川係長) 藤田委員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の5ページの1年9か月の現段階での具体的な課題が見えていませんという部分ですが、こちらにつきましては、そのとおり20年間の計画ですので、2ページの方でもお示しのとおり、人口がこれから20年後には、約26%減少してまいります。

市の4分の1の人口が減るという状況です。こういうふうになってきてこそ見えてくる課題というのが、出てくると思います。

例えば、20年で26%なので、もしかすると、10年では1割という人口減少になってくるわけですが、また、少子高齢化もどんどん進んでまいりますので、それに伴って様々な課題が見えてくるかと思います。

それに向けて立てた計画がこの立地適正化計画ですので、そういう意味で、まだ1年9か月では、人口減少もさほどではないですし、行政力もまだそこまで落ちているものではございませんので、もう少し、市の情勢が変わってきたところで見えてくる課題があり、それに対応していくべきものが見えてくるのかなということで、このように書かせていただいた次第です。

1点目については、そのような内容でございます。

居住誘導の届出の件数でございます。

こちらの方、令和6年は、開発行為が7件、建築行為が4件ということで、この意味というのが要は、居住誘導区域内に一定規模以上のものを建築したり、開発したりする場合には届出をしてくださいということになりますが、現状では令和6年に比べ、令和7年の11月末現在では、かなり激減している状況ではございます。

なので、これについてもやはり5年ぐらいのスパンで見ていかないと、どのように進んでいくのかがまだ見えないなという部分でございます。

ただ、この数字だけを見れば、だいぶ区域外、居住誘導区域外での、このような開発行為や建築行為等が減ってきており、届出対象となる行為が減ってきてるのは目に見えているのかなというところでございます。

届出の内容ですけれども、こちらについては、12ページの方を見ていただければと思いますが、12ページにございますとおり、居住誘導区域外で行われる開発行為は3戸以上の住宅の建築目的の開発行為や、それから建築行為となれば3戸以上の住宅を建てる場合、このような規模の場合、届出をいただくような形になってございますので、この規模のものが、令和7年度は、令

和6年度に比べ、減ってきてているということが現時点では見えているということになります。

以上です。

(廣野委員長) 東委員。

(東委員) 大変ご苦労さまです。

冒頭の小野議員の質問の中での質疑はありましたが、やはり分かりづらいですよね、非常に。総合計画が最上位であり、そして都市マスがあつて、立適があるということですが、さらにこれを複雑にしたのが、未来羅針盤図なんですね。

未来羅針盤図の説明でもありますけれども、これ、計画を作った段階では、未来羅針盤図が完成していたっていうことによかったんですよね、これは確認ですが。

要は、何を言いたいかというと、未来羅針盤図にかなり引っ張られたんじゃないかなってところがあつて、そもそも論として、計画をするスタートしたときに多分なかった構想じゃないかと思うんですが、それをどのような形でこれに取り組んできたのかについて、言える範囲でお願いいたします。

それから、14ページと15ページのところで、いろんな事業に丸と三角がありますが、この丸と三角の具体的な中身の公表。

例えば、ホームページに、例えば一番上で言えば、都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等の行為を把握するための届出制度の適用、丸となっています。

これは、完成して、こういうふうな制度ができる、運用していくとして、例えば、これに基づく届出を何件受けましたなんていうようなことの、三角であればどこができるか、どこができるかないかというようなところのこれ、進捗状況の公表というのはなさっているのかどうかの確認をしたいと思います。

それから、15ページの市営住宅、これ、いわゆる居住誘導の話ですが、市営住宅については、当然市の直接の持ち物ですからやっていることはそのとおりでいいんですが、議場でもちょっと取り上げたことはあるんですけども、民間のアパートとか、先ほど、瀬川委員から街中の居住がないという実態がある、空き店舗の問題とかですが、まず空き家のことが出ていますからですけども、やはりそういったところについての議論があったのかどうか。そのいわゆる本当に街中に、人を住ませるような、街中っていうよりも今回の誘導区域にどうやって人を寄せていくて、先ほど部長の答弁でしたが、いわゆる行政コストの分流、ごみ収集にしても除雪にしても、やはりその分散していることがやはり行政コストがかかるっていう実態を、お住まいになっている方に失礼な話になりますけれども、実態はそういうことがあると。

可能な限りやはり、それを強制力がないにしろ、やっていきたいという方向性を見せた計画だろうというふうに思うので、その部分についてどのような内部で議論をなさったのか、もしくは、さつき、計画の事業について変更もあり得るという課長の答弁がありましたので、今後やはりそういった方向性が必要であれば追加していくというようなことも、一応視野に入っているのかどうか、一応、今のお考えのあるところでお聞かせいただければなと思います。お願ひします。

(廣野委員長) 千田課長。

(千田課長) 私から1番目、未来羅針盤図ができたときどうだったのかというようなお話を部分でただ私がちょっと知っている範囲ですので、ちょっと欠ける部分もあるかもしれませんけれどもご容赦お願ひしたいと思います。

いずれ、この立地適正化につきましては、令和5年度に完成ですので、3年度あたりから、調査とか、関係で素案を作っていたような形をしておりまして、その時には未来羅針盤図はありません。一応、未来羅針盤図の絵がこういった形になるというのは大体、令和5年度あたりでは形ができていたようだと思ってございまして、その中で、未来羅針盤課の方も、事業が動いてきましたのでその部分で、一応、ある可能性が持っている部分については、取り込む形で考えたっていうのが実情というふうに認識しております、今のこの立地適正化ができ上がったっていう形ではそこら辺は、ある程度の話の調整はしながらやったというのは、そのとおり言いましたけれども、基本的にはその未来羅針盤図を作りながら、一応立地適正化もでき上がったという形の認識という形になっているなと、私の認識はそうでございますのでそこら辺で、すいませんがよろしくお願ひしたいという状況です。

(廣野委員長) 及川係長。

(及川係長) それでは2つ目の、各具体策の中身の公表の部分ですが、こちらの公表につきましては、現時点ではしてないという状況です。

というのはまだ、それらの施策の状況把握を先ほど来の説明のとおりまだちゃんと、ちゃんとという言い方はあれですが、していない現状になりますので、今後、先ほど来のお話どおり、中間年で、それなりにこちらの状況把握に努めてまいりますので、その際には、公表の内容の方も、公表の方も検討すべきだらうなというふうに認識をしています。

(廣野委員長) 千田課長。

(千田課長) 3つ目については、ちょっと私も難しい話でございまして当時、確かにもう、アパートとか空き地の部分は、もう当然あったものというふうにありますけれども、その中でどういうふうに本当にやっていくかっていう議論まであったかっていうのはちょっと、私の中でも、そこまでは、申し訳ないですけれども、あったかどうかまではちょっと把握はできていない状況ということでございます。

ただ、もう、空き家対策室の方では、そこだけじゃなくて全市の部分での特定空き家とか、そういう部分を動いていましたので、そういった部分は入れさせていただいたというのが実情でございます。

ただ、基本的に立地適正化計画をやって、もしもそういう部分の部分をやろうという話になってくれればまた、どういった形で実施、施策の本当の事業化っていうんですかね、その着手をどのようにやっていくのかというのはまだこれからやはりしなければいけない部分は多々あるのかなというふうには認識しております。以上です。

(廣野委員長) 東委員。

(東委員) ありがとうございます。

1点目はそのとおり分かりました。それ以上はもう多分無理だと思いますので、ただ、順番で言うと、この構想が始まった段階でなかったものがやっぱり後からできたことによってそれとも当然連携しなきやないし、市長の目玉の方針でやってきたものなので、部とすれば、課とすればそれ一応取組ながら必要なところをリンクさせたというふうに一応受け取りました。

なので、答弁は要りません。

2件目の丸、三角について、そうすると、ぶちまけていうと、今日はこの委員会の中で調査しているので、どんな状況なのかを、現時点での状況をまず、我々議員の方に情報提供したいということで、先ほどの係長の説明では、細かいところになるとまだまだ全然煮詰まってないものを

ただ単に出せばいいって話じゃないということで、もう少し時間をくださいというふうなことであれば、そういうふうに受け止めましたので、これも、答弁は要りません。

で、3点目だけちょっと。

分かりました。ただやはり、仮にですよ、こういう制度やっていいかどうかってちょっと難しいところあるんですが、街中にも今、人がいなくて、これは都市整備部の所管ではありませんが、火防まつりの担い手だったりとか、その祭りの、なんというかな、維持も困難になってきているっていうぐらい、今、人口減少の中でも、特に、市街地が、街中がひどい状況なわけです。

それをあえて、その住みやすさからすれば公共交通も駅もあれば、バスも来ますよ。商店もあります、福祉施設、学校もある等々からすると、私が住んでいるから言えんすけれども、住みやすいところであることは間違いないと思うんです。

ですからそこに誘導することによって、さっき言ったとおりいろんな行政コストの削減とか、様々なメリットがある。

となればその市がすべてをやるってことではなくて、民間の皆さんがそこに事業として投資をしてやっていくような形の部分インセンティブをやる。要は、具体的に言うと、貸家を作つてもらつたらそれの借り上げを半分しますよとか、そういうふうなことの制度を作つて、そこに投資を呼び込むとか、そういったようなことも含めて、今後考えていく必要があるのかな。

ただ、これは、税金を使ってやることについての是非は、また一方であるかもしれませんので、すべてやるべきだとは言いませんが、なにかかにか、そういう民の力を借りるというようなことも今後考えていく必要あるのかなと思うので、もし、現時点で考えて何かあるのであれば、部長でも課長でもいいんですけども、最後この分だけちょっと、お考えをあればお聞きして終わります。

(廣野委員長) 菊地部長。

(菊地部長) 今、市営住宅の検討をしているところでございまして、集約建替とか、そういうたところの必要性なり、そういうたところをちょうど検討している最中でございますので、一応その辺の検討の結果を踏まえながら、今後、老朽化している市営住宅をどうしようか、どうすべきなども含めて、その辺、市でどれだけ手を出してやっていくものか、民間に対しての支援で進めるべきものなのか、その辺、いろいろ、手はあると思いますので、市の台所事情などもいろいろ含めて、検討をこれからさらに進めていきたいというふうに思います。以上です。

(廣野委員長) 千葉委員。

(千葉委員) どうもありがとうございます。

14ページと15ページですけれどもちょっと具体的なところ、若干ちょっと気になるところがあつたので、お聞きしたいんですけども、まず、14ページの右側ですか、既存施設の活用による都市機能の誘導の中に、江刺ショッピングセンターのことが、検討ですけれどもあるわけですが、これは担当が商工観光部ですので都市整備部さんの方でもしも持っている情報がありましたらちょっと教えていただきたいと思います。

それから、2つ目は、いわゆるウォーカブル、歩きたくなるまちづくりという点とか、道路整備の中で、その他のと付いている、具体的な路線名が付いているところはそのとおり、マル、無印、三角は分かるんですけども、その他の歩道の整備とか、無電柱化とか、あと、15ページに行くと、道路でもその他というところがあるんですけども、これどのように考えたらいいのか。こういう路線名が出ていても、今後やはり計画として増えて、そしてやっていくとい

う意思表示なのか、その含みを持たせているというふうに素直に考えればいいのか、その辺ちょっとお願ひします。

(廣野委員長) 菊地部長。

(菊地部長) 江刺ショッピングセンターの部分の質問に対してですけれども、こちら、跡地の活用について、担当部局の方で、やはりいろいろと活用方法がないものかというところを検討しているようです。

ただ、いろいろとあたってはいるみたいですが、現時点では、こうだつていう話はまだ聞こえてきていませんといふのが現状というところです。

ここに載せているとおり、担当部局の方では、ことあるごとに、良いところが来てくれないかなみたいな形で、様々とそこら辺は進めているとは伺っております。以上です。

(廣野委員長) 及川係長。

(及川係長) それでは2つ目のその他の具体策の部分についてですが、具体的に、14ページ、15ページの具体策の方でお話をいただきましたので、まず、ウォーカブルの件につきましては、ウォーカブルを進めるためには、やはり、地域の方々との連携が必要でございますので、その部分について、実は先ほどの説明でも示しておりますが、市街地の中のワークショップの方で、いろいろお話しをさせていただいている中身が、ウォーカブルに今後つながるものとして考えているところでした。ウォーカブルに関してはそのような内容でございます。

それで、その他の歩道の改築事業というのが、こちらの方が大ざっぱな表記となっていますが、これについてはこの区域内で行われる、例えば土木課所管の道路事業や、そのようなものとか、あと、都市計画課で、先ほど進めているとお話ししました、宅地開発指導要綱の事業なども全部含まれた内容として捉えておりまして、その意味で、一部地域で取組済というような形で、このように記載させていただいた次第です。以上です。

(廣野委員長) 及川副委員長。

(及川副委員長) 及川です。

4点ほどお聞きしたいんですけども、ちょっと言葉の確認になるかと思うんですけども、2ページ目の緩やかな誘導、これはある意味、先ほど東委員がおっしゃったように、民間主導というような考えでいるのかというのを確認したいと思います。

5ページ目のそもそものところで、縮小していく行政力、労働力、税収とあるわけですが、これまでの市長の答弁を聞きますと、人口が減っても、財政的には減らないというようなお話が確かたびたびあります、これ確か、廣野委員長も議場でお聞きになったと思うんです。

これは、どちらが正しいんですかっていうのは、まずお聞きしたいところです。

あとは、8ページの住宅支援の20万円の加算、これは補助金だと思うんですが、何か昨今の住宅事情を聞きますと、大変、材料費が高騰しているようとして、例えば10年前だと、坪五、六十万ぐらいで建てられたものが、もう今は、平均で100万円以上からというような話というのが今、一般的なようなんですね。

それでやはり、社会情勢的にこういったところも今後再検討されるのかというところをお聞きしたいです。

以上、3点をお願いします。

(廣野委員長) 千田課長。

(千田課長) 及川春樹委員が話した2ページ目の緩やかな誘導の部分ですけれども、こちらで

は今、届出制度で、基本的には、本当であれば、居住誘導区域外は、今の開発許可制度並みに規制を、要は、3,000平米以上なら開発許可しなさいっていうような形を、本当は取った方がいいんですけども、それをやってしまうとやはり、急激な業者さんの負担になってしまいますので、ここでいう、緩やかな誘導というと、まず届出制度から始まって、将来的には、やはりどうしても人口の減少が余りにも甚だしくて、この地域、居住誘導区域内に、やはり縁辺部の方との差が出てきた場合には、最悪は、先ほど言った規制の強化の方につなげる形をとって、いくらかでも居住誘導区域の中に人を寄せるというような手もあるのかなというふうに私としては考えてはいるんですけども、今はそこまではいけないので、徐々に徐々に、そういった形の縁辺部での開発をなくして、なくすのは無理ですけれども、そういった若干の規制、今は届出ですけれども、規制を加えていって、居住誘導の方に、要は開発なり、そういった部分を引き込めばいいのではないかというような形で、今の現在では、届出が緩やかな誘導という形をとっている形でございまして、将来的には、人口減少、社会情勢の部分を見て、先ほども何回も申しましたけれども、届出を、要は許可制度にするとか、そういった形の部分で持っていく形を、いずれ20年後、30年後は考えていかなければいけない時期が、来るかもしれないということで、まず今は、そういった部分での緩やかな誘導ということで、書かせていただいているという形でございます。

(廣野委員長) 菊地部長。

(菊地部長) 縮小の関係の部分に関しましては、人口が減るという意味から捉えて、全般的に縮小というようなニュアンスでの書きぶりというふうに捉えていただきたいと思いますので、一般的に人口がどんどん減つていけば、一般的な話ですよ、これはあくまで全体的に縮小になるよという意味での記載の仕方にしておりまして、ここの部分は、対外的に出している部分じゃなくて本日の資料として我々の方で作ったものでございますので、部内での資料ということで捉えていただければと思っております。

(廣野委員長) 千田課長。

(千田課長) 3つ目の住宅支援の部分での補助金の20万円の部分ですが、これ結局、移住、定住対策の部分で、ふるさと交流課が主導でます、実施するということで動いていた部分でございまして、その段階で、うちの方からやはり、居住誘導の区域を立地適正化でやっていくんで、何とかそういった部分でのかさ上げ補助、かさ上げしてくれないかというような形を組んでもらいまして、こういった形になったという形でございます。

いずれ、及川委員もおっしゃるとおり、材料の高騰はそのとおり、相当高くなっているというのは、市営建設工事の方でもそういうふうな形で聞いてございます。

ただ、一応、その部分で今後、そういった部分での財源を増やしていくかという部分については、ちょっと今の段階で私どもの方ではどうのこうのというのは今のところ言えませんので、その部分につきまして回答は控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

(廣野委員長) 菊地部長。

(菊地部長) 今の部分の補足ですけれども、移住の関係の制度の検討のときに私ちらっと聞いたときに、ここの立適の部分に限らず、やはり、移住者のところをもう少し手厚く手だてしなければやはりいけないんじゃないかという、いろいろな意見等々もございました。

なので、あと、今後さらに人口減少等々、進んでいった場合にやはり、ここら辺、言っては悪いですけれども、都市間の競争っていうか、そういった、よその状況も見ながら検討しなければいけない部分ではあると思っておりますので、その時々の状況に合わせた形でやはりここ的内容

はやはり見直していかなければいけない部分ではあるだろうなと捉えておるところです。

(廣野委員長) 及川副委員長。

(及川副委員長) ありがとうございます。

3に関しては、そのとおりだと思いまして了解しました。

2の部分に関してやはり、その協議をする際に、その前提があっちいったりこっちいったりすると、やはりちょっとなかなか深掘りできないので、やはりそういったところは当局のほうしっかり1つにして、今後していただいた方がより深掘りできるのかなと思いますのでご検討くださいばと思います。

1に関しては、例えば制度的な縛りを、少しずつ、将来に向けて狭めていくというような認識というふうに理解しました。

ちょっと私、勘違いしていて、先ほど東委員がおっしゃった民間との関わりの部分の方かなと思っていたんですけども、ちょっとずれるんですけども、立地適正化計画の中での都市機能であったり、あと居住誘導であったりという部分で、誘致企業が、やはり、行政が進める部分での居住誘導という部分と、民間での、よく誘致企業さんなんかは、それなりにやはり雇用するパワーっていうか、その企業の近くに誘導されるということは自然的に起こる、発生することだと思うんですけども、例えば、この立適が、前回作ったのは3年前ですか。

だから、結局その間に、なんていうか、居住に関しての場所の選定の意識変化というのは多分すごく進んできているんだろうなっていうので、特に、江刺がこの1年、2年でアパートがあれほど建ちましたし、そういう中で、なんていいますか、誘致企業がある意味、都市機能的な誘導をしてしまう。そういう面もあるんじゃないかなと思うんですけども、それが多分、総合計画、都市マスタープラン、都市再生整備計画のところにどう関与していくのかなというのがちょっと見えなくて、いずれ、ミスマッチが起こると今の岩谷堂のような道路渋滞は多分起きるんだと思っていまして、やはりその辺の行政と民間との誘導のパワーバランスというんですか、やはり、その辺もしっかり調査、検討をして進めていかないと、なかなか、行政が思い描いたとおりにならないのかなってちょっと懸念として思いましたので、もし何かしらそういう、その民間との関わりの部分でどのように加味して、どのように考えるのかという、もし検討する予定があればお聞きして終わりたいと思います。

(廣野委員長) 菊地部長。

(菊地部長) 工業団地などの誘致というのは、非常に、本来的に難しい部分でありまして、今回は江刺の工業団地が、ある意味、順調に拡幅されて売れているというのは、やはりあそこだからこそという、やはり要素が多分あったんだろうなと思っております。

必要のないところに用意しても、やはりそこはやはりなかなか入ってくる部分が少ないと思いますし、今のこの、花巻市、北上市、奥州市、この地帯というのは、やはり自動車関連とか様々な、あと、東京エレクトロンさん等含めて、そういうたやはり条件が揃っているという部分があるので、こういった形になっていると思います。

その中で、立地適正化というような形で規制、規制というか計画を立てて、ある程度その居住の方が、エリア内にアパート等にも入っていただいているという状況もありますので、その辺は、ある程度、計画の中の部分に、誘導、結果的には誘導できている部分もあるのかなと思います。

今後、宅地計画などもちょっと聞こえてきておりますけれども、そういうた部分も、やはり、

この市街化区域の中に計画されているというような状況があるのかなと捉えているところであります。

今回の計画の部分は、あまり規制というのがきつくなっている形で最初作っておりまます。これは、課長が申し上げているとおりでございますので、先ほど緩やかなという話がちょっと話題になっておりましたけれども、そういった意味での緩やかなというところでございますので、今後、必要に応じては、そういったところの見直し、当然長いサイクルで見ていった場合に、まずは、令和12年に、一旦、都市マスとの整合性を取るために見直しをかけますので、大幅なということにはならないと思いますけれども、様々な状況に合わせた形の見直しなども進めながら、立地適正化のこの計画についても、どういったものがその状況に合っているか、確認しながら進めいかなければいけないなと思っています。

(廣野委員長) そろそろ時間も近づいてまいりました。以上でよろしいですか。

小野委員。

(小野委員) 今回の政策提言のフォローアップで部長に先ほど聞き忘れたんですけれども、現在進行形だという部分も分かるんですけれども、政策提言の取組状況という部分で七、八ページというかにありましたけれども、これはほか政策提言のフォローアップするときにこれはやる、やらないとかっていうふうにマル、バツじゃないですけれども、項目立ててもらいながら主管課から回答をもらうケースもあるんですが、今回、概ね、政策提言した内容が取り入れられていると捉えていいのか、実際は、具体的な部分でいくと、こういうのはさすがにちょっと厳しいですっていうものが下されているものがあるのかどうか、ちょっと最後そこだけ確認させてください。

(廣野委員長) 菊地部長。

(菊地部長) 政策提言の部分ですけれども、いろいろと委員会の方でもご検討いただいて、非常に詳しい内容の政策提言をいただいているというふうに見ておりました。非常に勉強されている中身で、いい提言だなと思っております。

ただ、それこそ、現状まだ計画を作って動き出したばかりということもありまして、その中で、その取組の過程の中では、いろいろと取り入れた形で進んでいる部分かなと。

あと、今後もそれらを、いただいたご意見などをきちんと踏まえた上で進めいかなければいけないと捉えているところでございます。

まだまだ、すべてにおいて満たしているというところまでいっていないと思うんですけれども、いただいた内容をしっかりと念頭に入れながら進めているという認識ではおるところでございます。以上です。

(廣野委員長) その他、ないようありますから質疑を終結させていただきます。

本日の調査はすべて終わりましたので、ここで当局の皆様にはご退席をお願いいたします。

本日は、大変ありがとうございました。

なお、帰ってから「忘れたな」という部分がもしかするとあるかもしれません。改めて、お問い合わせが行くかもしれません、その際は、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

(以下、略)

# ハザードマップについて

建設環境常任委員会所管事務調査説明資料 令和8年1月7日 市民環境部危機管理課

## 1 ハザードマップとは

ハザードマップとは、市民へ台風や集中豪雨などによる河川の増水、堤防の決壊、がけ崩れ、土石流、地すべり等の風水害や土砂災害における危険箇所を周知し、防災意識を向上させ、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保と被害の軽減を図ることを目的に作成しているものです。ハザードマップは、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所を伝えるための「地図面」と気象情報や災害などを学ぶための「情報・学習面」の2つで構成されています。

## 2 現状と課題について

### 現状

- ・現在のハザードマップは令和5年3月に発行
- ・「洪水」「土砂災害」の2種類の災害に対応
- ・周知方法は、紙媒体による全戸配布と市ホームページへの掲載。なお、市ホームページには「英語」「中国語（簡体字・繁体字）」「韓国語」の4か国語版を作成し、掲載している。

※R5.3時点配布数 住民 44,935部（転入者へは市民課及び支所で配布）

要配慮者利用施設 103部

- ・住民への理解促進のため、5地域で説明会を実施したほか、ニーズに応じて防災訓練や防災講座での説明会を実施。

#### ○ハザードマップ説明会の概要

日程及び場所：4月中旬 18:30～、本庁及び各支所

参加者数：142名

#### ○出前講座（R5実施分）

計12回実施、参加者数：約300名

### 課題

#### ①マップに関すること

- ・新たに洪水浸水想定区域等が追加された場合、紙面ヘリアルタイムで反映できない。
- ・洪水浸水想定区域と避難所表示等、複数の情報が重なる箇所があり、分かりにくい箇所がある。

#### ②市民の認知度、理解度

- ・住民に十分に周知できているか、内容を理解しているかを把握できていない。

#### ③外国人への対応

- ・在住外国人の国籍別構成の変化への対応の不足。
- ・外国人へ周知できているかを把握できていない。

# ハザードマップについて

## 3 今後の見通しについて

今年度、ハザードマップの改訂を行っており、令和8年3月に全戸配布の予定です。主な改訂内容は次のとおりです。

### (1) ハザードマップの主な改訂内容

#### ○最新のハザード情報へ更新（詳細は別紙）

- ・令和6年3月に県で指定した19河川の浸水想定区域の追加
- ・土砂災害警戒区域等に新たに指定された区域の追加

#### ○在住外国人の国籍別構成に基づいた翻訳言語の変更

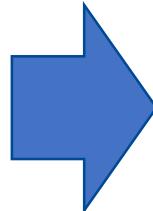
- ・新たに多言語版「ベトナム語」の作成  
※英語、中国語（簡体語）、ベトナム語の3言語

### (2) 配布、説明会スケジュール

|          |                                              |
|----------|----------------------------------------------|
| R8.3 中旬～ | 新ハザードマップ完成、全戸配布                              |
| R8.4 中旬～ | 説明会の実施（市内5か所）<br>(※その他、自主防災組織等のニーズに応じ説明会を実施) |

### (3) 課題に対する今後の取組

| 課題                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①マップに関すること<br>・新たに洪水浸水想定区域等が追加された場合、紙面へリアルタイムで反映できない。<br>・洪水浸水想定区域と避難所表示等、複数の情報が重なる箇所があり、分かりにくい箇所がある。 |
| ②市民の認知度、理解度<br>・住民に十分に周知できているか、内容を理解しているかを把握できていない。                                                   |
| ③外国人への対応<br>・在住外国人の国籍別構成の変化への対応の不足。<br>・外国人へ周知できているかを把握できていない。                                        |



| 今後の取組み                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・国土交通省で作成している「重ねるハザードマップ」の活用を推進していく。ハザードマップ紙面での周知、説明会や講座等で活用について積極的な呼びかけを行う。                                                                                     |
| ・防災フェアや防災企画展等での周知<br>・説明会での理解度を高めるため、一方的な説明ではなく演習の時間を設けるなど、参加者が主体的に学べる内容の検討。説明後、理解度を図るため、アンケート調査を実施。<br>・外国人等に分かりやすい「やさしい日本語」版の作成の検討。<br>・企業への翻訳版ハザードマップ活用の呼びかけ。 |

# ハザードマップについて

## (別紙) 新ハザードマップへ追加されるハザード情報

### 1 洪水浸水想定区域

令和6年3月に岩手県において、中小河川の洪水浸水想定区域図が公表されました。

当市では以下の19河川が公表されたことから、新たにハザードマップに追加するものです。

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 水沢地区 | 天神川、山内川、太田代川、小田代川、黒沢川、永沢川 |
| 江刺地区 | 伊手川、荒谷川、広瀬川、口内川、田谷川       |
| 前沢地区 | 白鳥川、岩堰川、徳沢川               |
| 衣川地区 | 滝ノ沢川、南股川、北沢川、濱河沢川、三沢川     |

※指定済（ハザードマップ掲載済）：北上川、人首川、胆沢川、衣川

このハザードマップは、水防法に基づき想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の想定浸水区域を表示しています。

想定された大雨の規模は2日間の総雨量777～962mmとなります。

### 2 土砂災害警戒区域等

岩手県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を指定しています。

令和5年度からは、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」において基礎調査を実施し、その結果を踏まえて、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

令和5年度以降に追加で区域指定された次の箇所について、新たにハザードマップに追加するものです。

#### ・新ハザードマップ（R8.3発行）への追加区域数

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 73箇所

新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」 214箇所

#### （参考）現行ハザードマップ（R5.3発行）

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 787箇所

新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所 488箇所

（※R7.9時点の土砂災害のおそれのある箇所1,489箇所）

# 奥州市議会 建設環境常任委員会 所管事務調査

## 調査事項

<<立地適正化計画策定後の事業展開について>>

令和8年1月7日

奥州市都市整備部都市計画課



# 奥州市立地適正化計画

## 計画の概要・現状・課題

### 立地適正化計画策定の背景

- 近年の急激な人口減少・少子高齢化に伴い、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスが、今後維持できなくなる可能性が懸念される。
- 立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、居住・医療・福祉・商業等の都市機能を特定の区域に集約し、また、公共交通とも連携することで「コンパクトなまちづくり」を進めるための包括的な計画である。

**ポイント！**

- ① 2025.11月末の人口106,205人 ⇒ 2045推計人口78,750人（約20年後）

27,455人減少！（約26%の減）

（※推計人口出典：国立社会保障・人口問題研究所）

- ② 立適計画は、行政主導の「規制の強化」ではなく、社会情勢を見据えた「緩やかな誘導」です。

### 立地適正化計画の概要

<策定年次> 令和6年3月（令和5年度）

<位置付け> 奥州市総合計画に即した 奥州市都市計画マスタープランの一部とみなす

<対象区域> 市の都市計画区域の全域

<目標年次> 令和12年（2030年=5年後）

<進行管理> 市 ⇒ 概ね5年毎に評価を行う（法的な義務）  
国土交通省 ⇒ まちづくりの健康診断

<主に定める事項>

- ① 計画区域
- ② 都市機能増進施設の立地適正化に関する基本的な方針
- ③ 誘導区域
- ④ 誘導施設、誘導施策
- ⑤ 誘導施設の立地に必要な事業
- ⑥ 都市防災に関する指針

**ポイント！**

- ① 目標年次は、本来20年後程度とするのが一般的であるが、市都市計画マスタープランの目標年次（令和12年）との整合を図り、短期となっている。
- ② 誘導区域 = 「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」の2つ
- ③ 誘導施策 = 区域内に誘導するための府内各部署が講ずる施策
- ④ 都市再生整備計画事業（都市構造再編集中支援事業）の要件として、
  - ☆ 立地適正化計画策定、公表
  - ☆ 立地適正化計画への誘導施策の登載が必須
- ⑤ まちづくりの健康診断 = 毎年実施
  - ☆ 全国的な状況判断や他市町村との比較可能性の観点から統一様式で行う
  - ☆ 誘導状況や施策の展開状況を点検し、市町村の気づきへ

### 立地適正化計画における誘導区域

市域(99,330ha 100%)

計画対象区域

都市計画区域(23,578ha 約24%)

居住誘導区域(1,127ha 約1%)

**ポイント！**

- ① 都市の居住者の居住を誘導すべき区域
- ② 生活利便性・公共交通利便性が良く人口密度の高い区域を設定
- ③ 水沢駅周辺(766ha)、江刺総合支所周辺(199ha)、前沢駅周辺(118ha)、水沢江刺駅周辺(44ha)
- ④ 急傾斜地崩落危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、工業専用地域、洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域は、区域に含まない。

| 区分     | 位置づけ                                                                |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 中心都市拠点 | 【水沢駅周辺】多種多様な都市機能の集積を踏まえ、中心的な都市機能及び居住の誘導を図る。                         |
| 都市拠点   | 【江刺総合支所周辺・前沢駅周辺】都市機能の集積を踏まえ、都市機能及び居住の誘導を図る。                         |
| 都市交通拠点 | 【水沢江刺駅周辺】交通結節機能、観光交流機能等の強化・充実及び居住の誘導を図る。                            |
| 地域拠点   | 【胆沢総合支所周辺・衣川総合支所周辺】住民の日常生活を支え、地域活性を創出する。<br><small>(※計画区域外)</small> |

都市機能誘導区域(342ha 約0.3%)

**ポイント！**

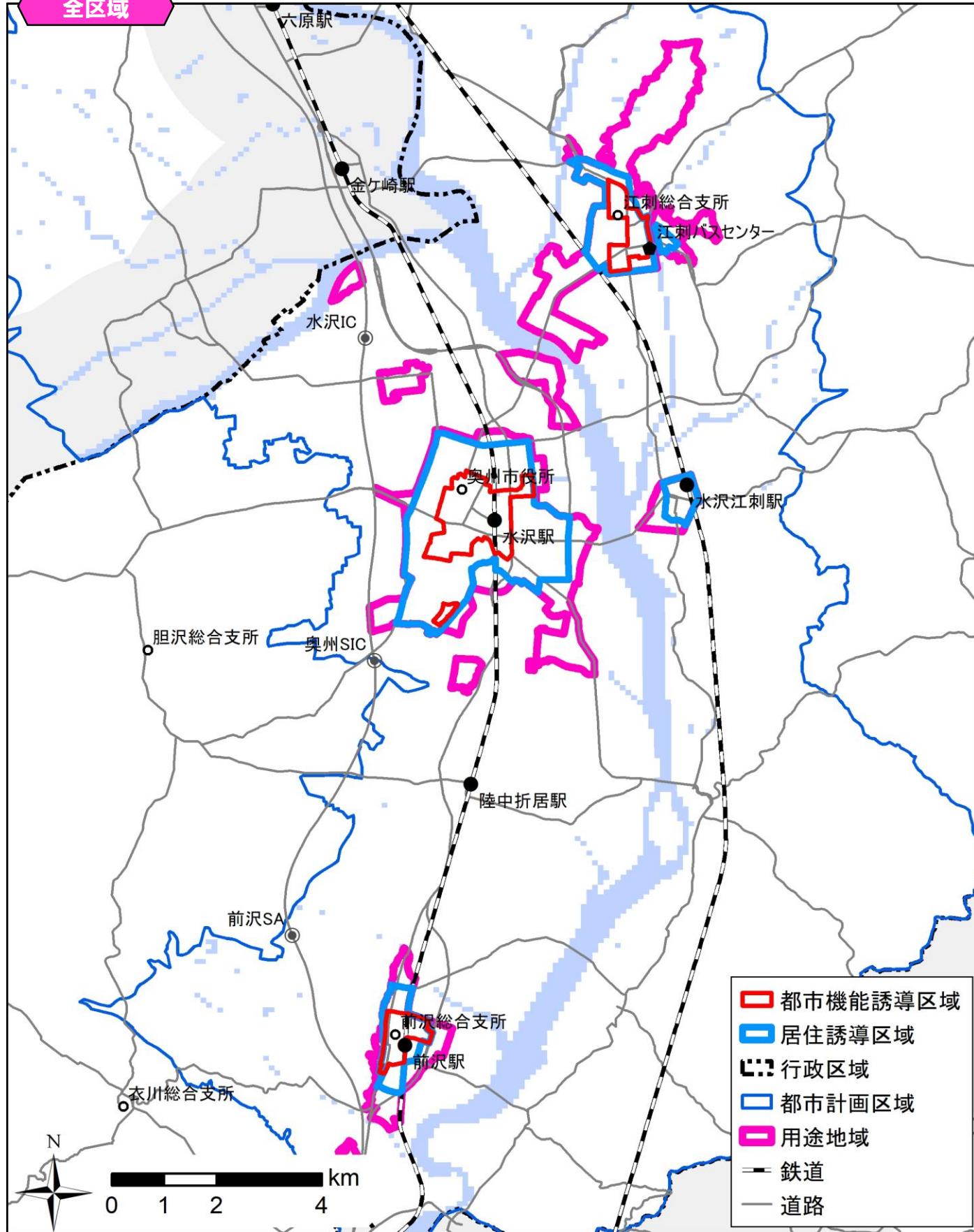
- ① 医療、商業、介護福祉等の維持・誘導により、効率的なサービス提供を図る区域
- ② 中心市街地活性化基本計画、商業業務施設が立地可能な用途地域、公共交通の利便性等を考慮した区域を設定
- ③ 水沢駅周辺(206ha)、江刺総合支所周辺(74ha)、前沢駅周辺(62ha)

**ポイント！**

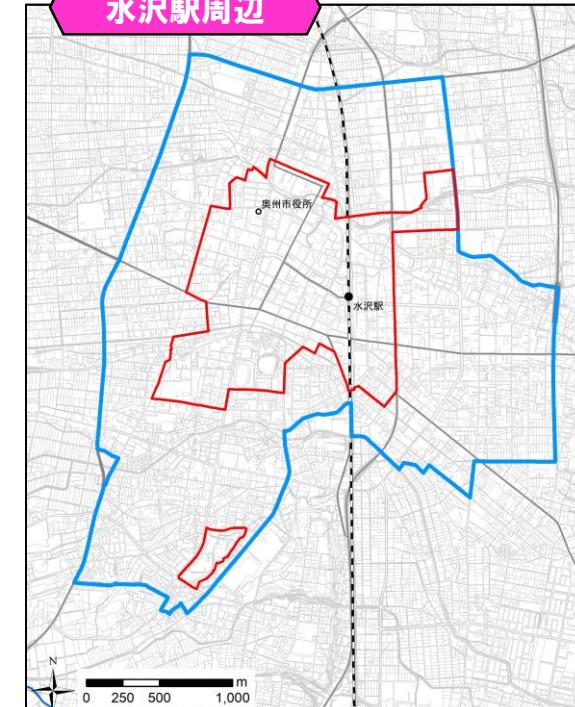
- ① 居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為等に「届出」が必要
- ② 都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等には「届出」が必要
- ③ 都市機能誘導区域内での施設の休止または廃止に「届出」が必要

## 誘導区域

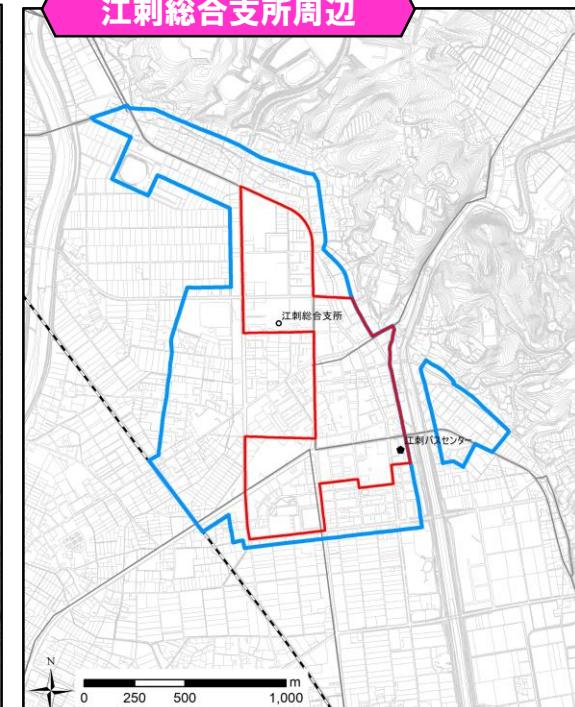
全区域



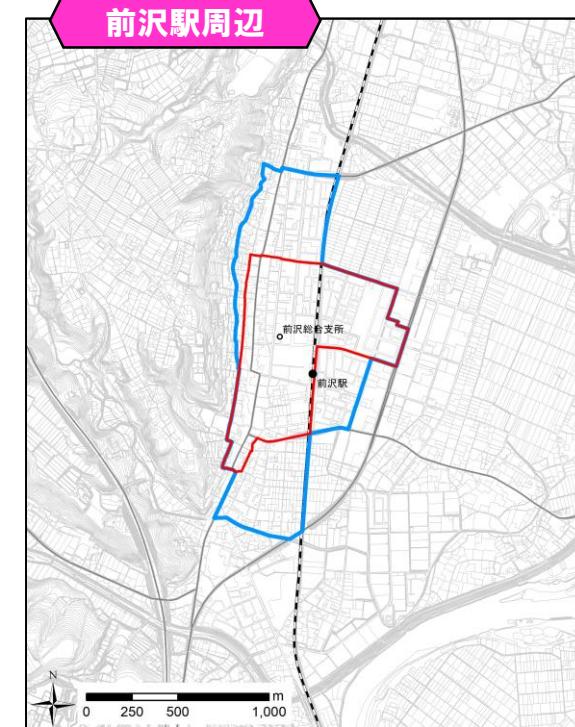
水沢駅周辺



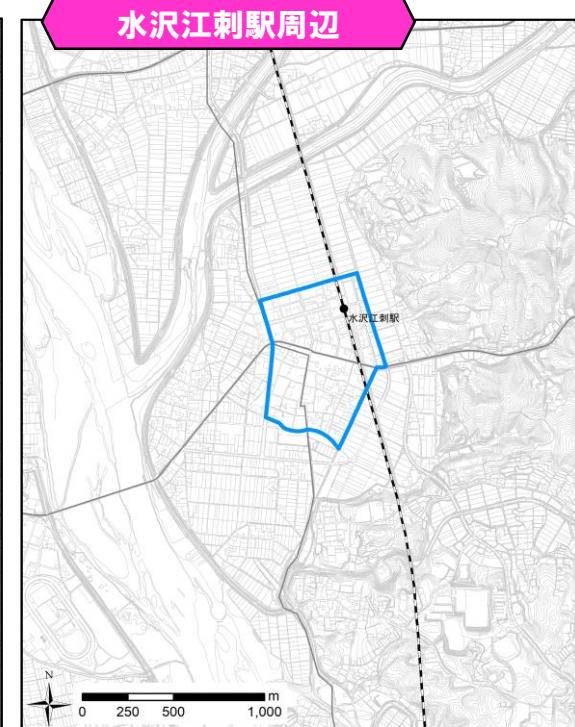
江刺総合支所周辺



前沢駅周辺



水沢江刺駅周辺



— : 都市機能誘導区域

— : 居住誘導区域

## 誘導施設

- 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定
- 既に都市機能誘導区域内に立地しており、居住者にとって今後も必要な施設は、区域外への転出・流出を防ぐため、誘導施設に設定

| 都市機能    | 施設名                                | 中心都市拠点 | 都市拠点     |       |
|---------|------------------------------------|--------|----------|-------|
|         |                                    | 水沢駅周辺  | 江刺総合支所周辺 | 前沢駅周辺 |
| 行政機能    | 国の施設(裁判所・検察庁)・県合同庁舎                | ●      |          |       |
|         | 市役所本庁舎                             | ●      |          |       |
|         | 市役所支庁舎                             |        | ●        | ●     |
| 介護福祉機能  | 保健所(県)・総合福祉センター                    | ●      |          |       |
|         | 保健センター(市)                          | ●      | ●        | ●     |
| 子育て機能   | 子育て総合支援センター                        | ●      |          |       |
| 商業機能    | 店舗面積6,000m <sup>2</sup> 以上の大規模小売店舗 | ●      | ●        | ●     |
| 医療機能    | 救急告示病院                             | ●      | ●        |       |
| 教育・文化機能 | 天文台・文化会館・記念館                       | ●      |          |       |
|         | 図書館                                | ●      | ●        | ●     |

- 具体的な誘導施設は、「ダイジェスト版P13」参照。

## 目標値

- 誘導施策の取組の有効性を評価するため、指標及び目標値を設定します。

|                      | 評価指標              | 基準値                        | 目標値<br>2030<br>(令和12)年      |
|----------------------|-------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 都市機能誘導に関する評価指標および目標値 | 都市機能誘導区内における誘導施設数 | 25施設<br>【2023(令和5年)】       | 25施設以上<br>【2030(令和12年)】     |
| 居住誘導に関する評価指標および目標値   | 居住誘導区域内の人口密度      | 32.1人/ha※1<br>【2020(令和2年)】 | 30.6人/ha※2<br>【2030(令和12年)】 |
| 公共交通に関する評価指標および目標値   | 公共交通(各種バス)の利用者数※3 | 311,096人※3<br>【2022(令和4年)】 | 502,832人※3<br>【2028(令和10年)】 |

※1 国勢調査（2020年）より算出

※2 国立社会保障・人口問題研究所の推計では2030（令和12）年に29.1人/haに減少しますが、減少幅を半分程度に抑えることを目標とします。

※3 奥州市地域公共交通計画に準拠

## 誘導施策

| 都市機能誘導に係る施策 | 中心都市拠点(水沢駅周辺)及び都市拠点(江刺総合支所周辺、前沢駅周辺)の都市機能誘導区域内に各誘導施設を誘導していくための施策                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能を適切に誘導するための届出制度を運用する。</li> <li>誘導施設を整備し、居住誘導や生活利便性の向上等を図る。</li> <li>既存の誘導施設の大規模改修等を行うことにより、都市機能を維持する。</li> <li>既存の誘導施設の適正な維持管理を行うことにより、都市機能を維持する。</li> <li>既存施設を活用し、都市機能の立地を誘導する。</li> <li>公共施設の移転・統合や廃止により発生する跡地や公共不動産等の活用により、都市機能や居住を誘導する。</li> <li>歩道整備や無電柱化などによる歩行空間の改善や歩道等の活用により、歩きたくなるまちづくりを進める。</li> <li>歴史まちづくり計画により、歴史的風致の維持及び向上を図る。</li> <li>まちの活性化のための商店街等の各種取組を支援することにより、まちの魅力及び利便性の向上を図る。</li> <li>多様な主体の協働により、住み続けたくなる魅力的なまちづくりを進める。</li> </ul> |

| 居住誘導に係る施策 | 居住誘導区域内の生活利便性を維持・向上し、居住を誘導していくための施策                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>居住を適切に誘導するため、届出制度を運用する。</li> <li>移転者の支援や、空き家・空き地の活用、民間と行政による一体的な宅地整備等により、居住を誘導する。</li> <li>市営住宅の整備により、居住を誘導する。</li> <li>賑わい創出や地域コミュニティの拠点となる公園や広場の整備等により、居住を誘導する。</li> <li>幹線道路等の整備を行い、拠点へのアクセス性や利便性、安全性等の向上を図る。</li> <li>生活道路の整備を行い、居住の誘導を図る。</li> </ul> |

| 公共交通に係る施策 | 拠点及び地域間を連携し、誰もが使いやすい公共交通ネットワークの構築を図るための施策                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通計画と連携し、拠点及び地域間をつなぐ誰もが使いやすい公共交通ネットワークの構築を図る。</li> </ul> |

### ポイント！

- 誘導施策には方針的な記述のほか、「具体的な内容（〇〇の建替え、〇〇支援事業、〇〇整備事業」等のソフト・ハード等の個別の具体策が登載されています。
- 誘導施策は、計画策定時に「庁内関係課で構成されるWG員会議」により検討、精査がなされています。
- 登載項目は、「都市機能誘導関係32項目、居住誘導関係28項目」。
- 都市再生整備計画事業（都市構造再編集中支援事業）適用には、「具体的な内容」に登載が必要。  
(例) 水沢公園の再整備事業、JR栗島踏切拡幅改良事業 等
- 方針や区域変更等は、重要変更となり、当初計画策定時と同様の手順が必要。  
※ 都市再生特別措置法第81条第22項の規定に基づき、公聴会、都市計画審議会等を開催し意見聴取が必要。
- 具体策（事業）の追加登載は、「軽微な変更」となり、手続きを省略し庁内決裁により変更が可能。  
※ 都市再生特別措置法施行規則第31条の規定に基づく。  
※ 立地適正化計画の作成・運用に係るQ&Aに基づく。

## 立地適正化計画策定の主なメリット

ポイント！

### ① そもそも

- ・本計画は、現時点での「奥州市のまちづくり」ではなく、急激かつ確実に進む人口減少により、縮小していく行政力、労働力、税収、コミュニティ等を踏まえ、「20、30年後のまちづくり」を見据え、人口、居住や都市機能を今から緩やかに誘導を図らなければいけないものです。

### ② 生活利便性の向上

- ・住宅等の居住地のほか、行政、医療、商業、介護福祉等の都市機能の集積により、都市の維持に係る効率性も高まり、将来的に持続可能なまちづくりに繋がります。
- ・集積に伴い拠点間の交通網構築等の効率性も高まりアクセス性の向上にも繋がります。

### ③ 行政サービスの充実

- ・人口や居住区域が集積することで、将来にわたり安定的かつ効率的な行政サービスの提供に繋がります。

### ④ 災害リスクの低減

- ・居住誘導区域は、災害リスクの高いエリアが除外され、安全な居住環境が確保されることから、居住誘導区域への人口集積が進むことにより、災害リスクの低減に繋がります。

### ⑤ 地価の安定

- ・人口減少により、市域全体で人口密度の希薄化が進行し大幅な地価下落が想定されますが、居住誘導区域への人口集積により、一定の人口密度が維持され、区域内では地価下落が緩やかになると思われます。

### ⑥ 有利な国の予算制度の活用

- ・国土交通省において、立地適正化計画に基づくまちづくりを推進する事業として、「都市構造再編集中支援事業」が創設されており、奥州市は、計画策定及び公表済のため、当該事業を活用することができます。

ポイント！

## 立地適正化計画の実現に向けた課題

ポイント！

- ・本計画では、誘導区域外での誘導施設の立地や開発等は、「届出」のみで強制力はないことから、区域外での行為等を誘導することは出来ないことが挙げられます。
- ・民間企業の開発や建築等に対し、現時点で営利の阻害が発生する誘導は、理解を得ることは難しいと思われます。
- ・本計画は、概ね20年後の長期的な視点での計画であることから、策定から1年9ヶ月の現段階では具体的な課題は見えていません。

## 今後の進め方

ポイント！

### ① まちづくりの健康診断(令和7年度より実施)

- ・国土交通省により、毎年実施される全国統一様式による誘導施策の実施状況や誘導施設の立地状況等の調査。
- ・令和7年度より調査開始。
- ・全国的な動向の情報共有により、各市町村において適時適切なタイミングでの見直し等、計画の実効性向上に役立てます。

### ② 計画の分析評価(法的な取組み)

- ・都市再生特別措置法第84条により、概ね5年ごとに施策の実施状況の調査、分析及び評価が義務付けられており、検証結果を踏まえ、変更を検討します。
- ・当市計画の目標年次は、都市計画マスターplanとの整合を図り、「令和12年（2030年）」としていることから、マスターplan見直しと合わせた評価が好ましいと考えています。

### ③ 誘導施策(具体的な内容)の状況把握

- ・各部署で実施される誘導施策について、検討や実施状況等の確認を行い、状況把握に努める予定です。
- ・頻度は、本計画が長期的な視点での施策展開であることを踏まえ、法的分析評価までの中間付近での実施が良いと考えています。
- ・計画に基づく「届出」件数等の収集可能な情報は、常時把握に努めます。

# 立地適正化の現状

ポイント!

## 立地適正化計画における届出の状況

### 都市機能誘導に係る届出

|          | R6 | R7<br>(11月末) | R8 | R9 | R10 | (件) |
|----------|----|--------------|----|----|-----|-----|
| 開発行為     | 0  | 0            | —  | —  | —   |     |
| 建築等行為    | 0  | 0            | —  | —  | —   |     |
| 誘導施設の休廃止 | 0  | 0            | —  | —  | —   |     |
| 計        | 0  | 0            | —  | —  | —   |     |

### 居住誘導に係る届出

|       | R6 | R7<br>(11月末) | R8 | R9 | R10 | (件) |
|-------|----|--------------|----|----|-----|-----|
| 開発行為  | 7  | 1            | —  | —  | —   |     |
| 建築等行為 | 4  | 1            | —  | —  | —   |     |
| 計     | 11 | 2            | —  | —  | —   |     |

## 具体的な誘導施策の取組状況（短期R12までに取組む施策）

- ・ 都市機能誘導関係施策 全32項目（内、短期24項目）。
- ・ 居住誘導関係施策 全28項目（内、短期27項目）」。
- ・ 具体的な誘導施策は、「ダイジェスト版P5・6」参照。

### 都市機能の誘導に係る施策

|       | 計画登載数 | R7<br>(11月末) | R8 | R9 | R10 |
|-------|-------|--------------|----|----|-----|
| 取組済   |       | 11           | —  | —  | —   |
| 一部取組済 |       | 3            | —  | —  | —   |
| 計     | 24    | 14           | —  | —  | —   |

### 居住の誘導に係る施策

|       | 計画登載数 | R7<br>(11月末) | R8 | R9 | R10 |
|-------|-------|--------------|----|----|-----|
| 取組済   |       | 15           | —  | —  | —   |
| 一部取組済 |       | 1            | —  | —  | —   |
| 計     | 27    | 16           | —  | —  | —   |

## 立地適正化計画における誘導施策の展開状況

### ① 全体的な誘導施策の具体化について

- ・ 未来羅針盤図（未来羅針盤課所管）に基づき、各地域のプロジェクトの具体化策の一つとして、都市再生整備計画等の事業導入に向けた検討が進められています。

### ② 中心都市拠点（水沢駅周辺）における誘導施策について

- ・ 新医療センター整備、水沢公園再整備事業、道路整備の基幹事業やまちづくり関連社会実験等の提案事業等のハード・ソフト事業を一體的に展開する水沢市街地の再生に資する都市再生整備計画の策定に向け検討を進めています。
- ・ 核となる2事業については、それぞれ所管部署において、事業計画等の具体的な検討を進めています。

### ③ 都市拠点（江刺総合支所周辺）における誘導施策について

- ・ 江刺市街地の再生の基本方針ともなる江刺市街地エリア開発整備基本計画の策定に向け、ワークショップ等を実施しながら必要となる施設整備等の検討を進めています。

### ④ 都市拠点（前沢駅周辺）における誘導施策について

- ・ 前沢市街地は、前沢駅周辺を中心に行政機能、区画整理事業による居住環境や大型商業施設等の商業機能が集積がされ、国県道や鉄道の交通網も一定の整備がなされています。
- ・ 今後、前沢市街地では、主要施策として市街地の道路整備を考えることから、具体化に向けた将来交通を見据えた道路網の見直しを進めています。

### ⑤ 都市交通拠点（水沢江刺駅周辺）における誘導施策について

- ・ 水沢江刺駅周辺は、市の重要な交通拠点である新幹線駅を中心とし、市の玄関口たる地域の在り方等を住民意向の把握等をしながら検討を進めています。

※ 各プロジェクトは、未来羅針盤課の主導のもと、それぞれの事業所管課も参画し検討を進めている。

# 政策提言の取組状況について（計画への反映・活用）

ポイント！

## [提言1]地域の特色を生かしたエリアマネジメントの展開

- (1) エリアマネジメントの手順の確立
- (2) 都市再生推進法人を設立に向けての取組み
- (3) 都市計画上のグランドデザインを次期都市計画マスタープランの改訂時に組み込むための作業着手

- ・ 未来羅針盤図に基づき各地域プロジェクトにおいて実施しているワークショップは、地域の人材や施策の担い手の掘り起こしを意識し、今後に繋がるよう進めています。
- ・ 都市再生推進法人の指定は、運営体制や人材等が整い、まちづくりに関する情報・ノウハウを有したまちづくり会社やNPO法人等のまちづくり団体が対象であり、現在、未来羅針盤課において、市内において担い手として可能性がある団体と国主催の研修会への参加等により、設立の可能性を模索しています。
- ・ 都市計画マスタープランの目標年次（見直し）が令和12年の予定であることから、現時点では、具体的な検討に着手していませんが、今後、立地適正化計画をはじめ、市全体で進められている施策の把握に努め、次期マスタープランへ活かしていく予定です。

## [提言2]後世に人を遺す取組の推進

- (1) エリアマネジメントの人材育成プログラムの構築
- (2) 市内外から人を呼び込む仕組みづくり

- ・ （再渴）未来羅針盤図に基づき各地域プロジェクトにおいて実施しているワークショップは、地域の人材や施策の担い手の掘り起こしを意識し、今後に繋がるよう進めています。
- ・ 都市計画課において、令和7年度の水沢市街地ワークショップ開催にあたり、「地域協働研究」を活用し、岩手県立大学の学生の参画をいただいている。また、水沢公園再整備構想の検討におけるワークショップ等にも市内高校生等の参画を求めながら進めました。
- ・ 未来羅針盤課において進められている各地域プロジェクトをはじめとした「まちづくり」に関し、専門的な知見からの助言等のため、奥州市賑わい創造アドバイザーを設置しそれぞれの検討の場に参画しています。

水沢市街地エリアプロジェクト「賑わい創出」に向けた事業報告①

水沢市街地エリアプロジェクトとは水

奥州市未来羅針盤図に掲げるこのプロジェクトでは、水沢市街地エリアの狙いである「賑わい創出」「子育て環境の充実」「ウォーカブル空間の創出」に向けて、「メイプルリニューアル」「水沢公園リニューアル」「駅前周辺の賑わい創出」を開発コンセプトとしています。

水駅前周辺の賑わい創出に向けて水

水沢市街地の新たな可能性を見つけるシンポジウム

駅前周辺の賑わい創出に向けて、多くの市民のみなさんに興味を持っていただったので、「水沢市街地の新たな可能性を見つけるシンポジウム」を開催しました。

100名ほどの参加者がおり、多くの皆さん方が水沢市街地の再生に興味があることがわかりました。これを機に、更に議論を深めていくために、ワークショップを企画しました。

松本氏の講演内容

- 心が豊かになる「社会交流空間」が育つと、この街に住んでみたい、この街で働きたいという定住人口増へつながる。
- 現代の観光キーワードは「訪れてみたい、感動体験型観光」。「まち歩き」「食べ歩き」「されあい」の三要素は奥州市でも取り組める可能性が高い。
- 奥州市のローカル食の体験価値は、再訪したいというモチベーションにつながる。
- 訪れたい、泊まりたい目的型ホテルがほしい。
- なぜ市が力を入れるのが水沢駅から水沢公園のエリアなのか？郊外に人が集まる場所が既にあるのでそこに力を入れてもいいのではないか？
- 駅通りはナイトタイムに注力してもいいのではないか。
- 駅通りには駐車場が少ないので、人が集まらない。
- 単純な資本経済ではなく、人間関係資本のようなカルチャーを含んだ豊かさを実現させたい。

水沢市街地WSとりまとめ（未来羅針盤課作成）



岩手県立大学「地域協働研究」（都市計画課）

### [提言3]各地域の都市再生整備計画の速やかな策定

- (1) 都市機能の誘導施策の効果的な推進
- (2) 居住の誘導施策の効果的な推進

- ・ 都市再生整備計画策定は、未来羅針盤課において、未来羅針盤図に基づき各地域のプロジェクトの具体化策の一つとして検討が進められています。（水沢、江刺市街地）
- ・ 水沢、江刺市街地地区に関しては、関係団体協議や市民ワークショップ等の実施や登載事業の精査検討を進め、策定に向け取組んでいます。
- ・ 前沢市街地地区に関しては、主要施策として捉えている市街地の道路整備に向けた道路網の見直しを進めており、他地区との調整を図りながら検討を進めています。
- ・ 都市再生整備計画は、誘導施策を具現化する方策の一つであり、関係部署の施策を横断的に実現する事業実施計画であることから、今後、策定に向けた事業の意見集約や精査、各合意形成のほか、相当の財政負担を伴うことから、財政や政策協議をしながら策定する必要があります。
- ・ 居住誘導区域内の優良な宅地開発の誘導に関する施策として、都市計画課において、官民一体で施工する宅地開発指導要綱事業を継続的に進めています。
- ・ 空き家に関する施策として、生活環境課空家対策室において、「危険空き家除却工事補助金」、「空き家改修工事補助金」、「空き家バンク」等のハード・ソフト両面での支援策を講じています。



未来羅針盤図（未来羅針盤課）



# 奥州市立地適正化計画

ダイジェスト版（市内）

都市整備部 都市計画課



# 奥州市立地適正化計画

## 計画策定の背景・基本的な方針

### 立地適正化計画策定の背景

- 近年の急激な人口減少・少子高齢化に伴い、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスが、今後維持できなくなる可能性が懸念されています。こうした状況を踏まえ、誰もが快適な生活を確保すること、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、持続可能な都市経営を可能とすること、さらには災害に強いまちづくり等を推進するため、立地適正化計画制度が創設されました。
- 立地適正化計画は、医療・福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるための包括的なマスタープランです。

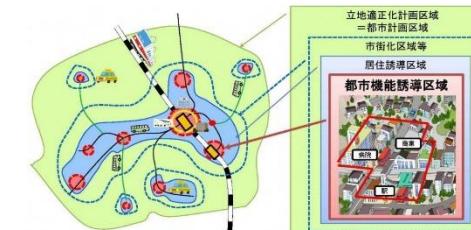


図 立地適正化計画のイメージ  
出典：「改正都市再生特別措置法等について」  
(国土交通省)

### 計画の位置づけ

- 立地適正化計画は、上位計画である「奥州市総合計画」及び「岩手県奥州都市計画区域マスター プラン」に即するとともに、「奥州市都市計画マスター プラン」との調和を図っています。また、立地適正化計画は、防災、公共交通、医療・福祉等の関連分野とも連携・整合を図っています。
- 本計画は奥州都市計画区域の全域を対象とし、目標年次は「奥州市都市計画マスター プラン」との整合を図り、計画の目標年次を2030（令和12）年とします。

### 現状と課題

- 都市の現状、都市構造を踏まえて、分野別の課題を以下のとおり整理しました。

| 分野      | 現状と問題点                                                                                                                                                                  | 分野別の課題                                                                                              |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.人口    | <ul style="list-style-type: none"> <li>総人口は継続して減少、人口密度の低下、少子高齢化が加速</li> <li>生産年齢人口（15～64歳）の減少による地域経済の低迷、若年層の人口流出によるさらなる出生数の低下の懸念</li> <li>中山間部ではコミュニティの維持が困難</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>人口密度の維持</li> <li>雇用の創出</li> <li>子育て環境の充実</li> </ul>          |
| 2.市街地形成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>人口密度の低下により生活サービス施設の維持が困難になるおそれ</li> <li>店舗数の減少、商業の衰退による中心市街地の魅力の低下</li> <li>空き家等の増加による治安や居住環境の悪化のおそれ</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の魅力向上、賑わいの維持</li> <li>都市のスポンジ化対策</li> </ul>             |
| 3.公共交通  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の運転が困難な高齢者の増加により、地域間のアクセスが低下するおそれ</li> <li>公共交通の利用者数の減少によるサービス効率の低下、公共交通機関の維持が困難になるおそれ</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通による地域間のアクセスの維持</li> <li>公共交通の利便性の維持、運行の効率化</li> </ul>    |
| 4.財政    | <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少に伴う歳入の減少や、高齢化に伴う扶助費の増加による財政の圧迫のおそれ</li> <li>公共施設の老朽化による維持更新費の増大</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>コンパクトシティ形成による都市経営の効率化</li> <li>公共施設の再編による維持管理費の縮減</li> </ul> |
| 5.災害    | <ul style="list-style-type: none"> <li>近年の大規模降雨災害の頻発・激甚化による市街地の大規模浸水のおそれ</li> </ul>                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い土地利用への転換</li> <li>防災まちづくりの推進</li> </ul>                 |
| 6.都市構造  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活サービス全体を徒步圏で利用できる人口の割合が低く、超高齢化社会における更なる生活利便性の低下のおそれ</li> </ul>                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>歩いて暮らせる生活利便性の高いエリアの形成</li> </ul>                             |

### 立地適正化計画の基本的な方針

- 第2次奥州市総合計画では、目指すべき都市像を「地域の個性がひかり輝く自治と協働のまち奥州市」としており、これに基づきながら都市構造上の課題の解決に向けて、本市のまちづくり方針を以下のとおり設定します。また、このまちづくりの方針に基づき、課題解決のための誘導方針を以下のとおり定めます。

#### まちづくりの方針

地域ごとに奥州の歴史・文化の魅力がある住み続けたくなるまちなかの創出



#### 課題解決のための誘導方針

##### 誘導方針1

##### 地域ごとの歴史・文化の蓄積を活かした魅力ある拠点づくり

個性豊かな地域ごとの歴史・文化の蓄積を活かしながら、官民連携により賑わいのあるまちなかを再生することによって、都市機能を誘導し人の交流が生まれ、市民が誇りを持って住み続けたいと思える拠点づくりを進めます。

##### 誘導方針2

##### 地域ならではの暮らしやすさが感じられる居住環境づくり

公共施設や都市インフラなどのこれまでに整備されたストックを有効に活用するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービスの利便性を維持することによって、地域ならではの文化に包まれながら暮らしやすさを感じられる居住環境づくりを進めます。

##### 誘導方針3

##### まちなかと集落の暮らしを支える公共交通ネットワークの形成

公共交通による拠点間の連携により都市機能の利便性の共有を進め、自動車に依存し過ぎない歩いて暮らせるまちなかの形成を図るとともに、それぞれの都市拠点と胆沢・衣川地域をつなぐことにより集落の暮らしを支える、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

### 目指すべき将来都市構造

- 都市計画マスター プランでは、4つの都市拠点と2つの地域拠点を位置づけ、これらの拠点を連携軸で繋いでいます。これを踏まえ、本計画における拠点形成に向けた将来都市構造を、右図のとおり設定します。

| 区分     | 位置づけ                                                       |
|--------|------------------------------------------------------------|
| 中心都市拠点 | 【水沢駅周辺】多種多様な都市機能の集積を踏まえ、 <b>中心的な都市機能及び居住の誘導</b> を図る。       |
| 都市拠点   | 【江刺総合支所周辺・前沢駅周辺】都市機能の集積を踏まえ、 <b>都市機能及び居住の誘導</b> を図る。       |
| 都市交通拠点 | 【水沢江刺駅周辺】 <b>交通結節機能、観光交流機能等の強化・充実</b> 及び <b>居住の誘導</b> を図る。 |
| 地域拠点   | 【胆沢総合支所周辺・衣川総合支所周辺】住民の日常生活を支え、 <b>地域活力を創出</b> する。          |



図 将来都市構造図

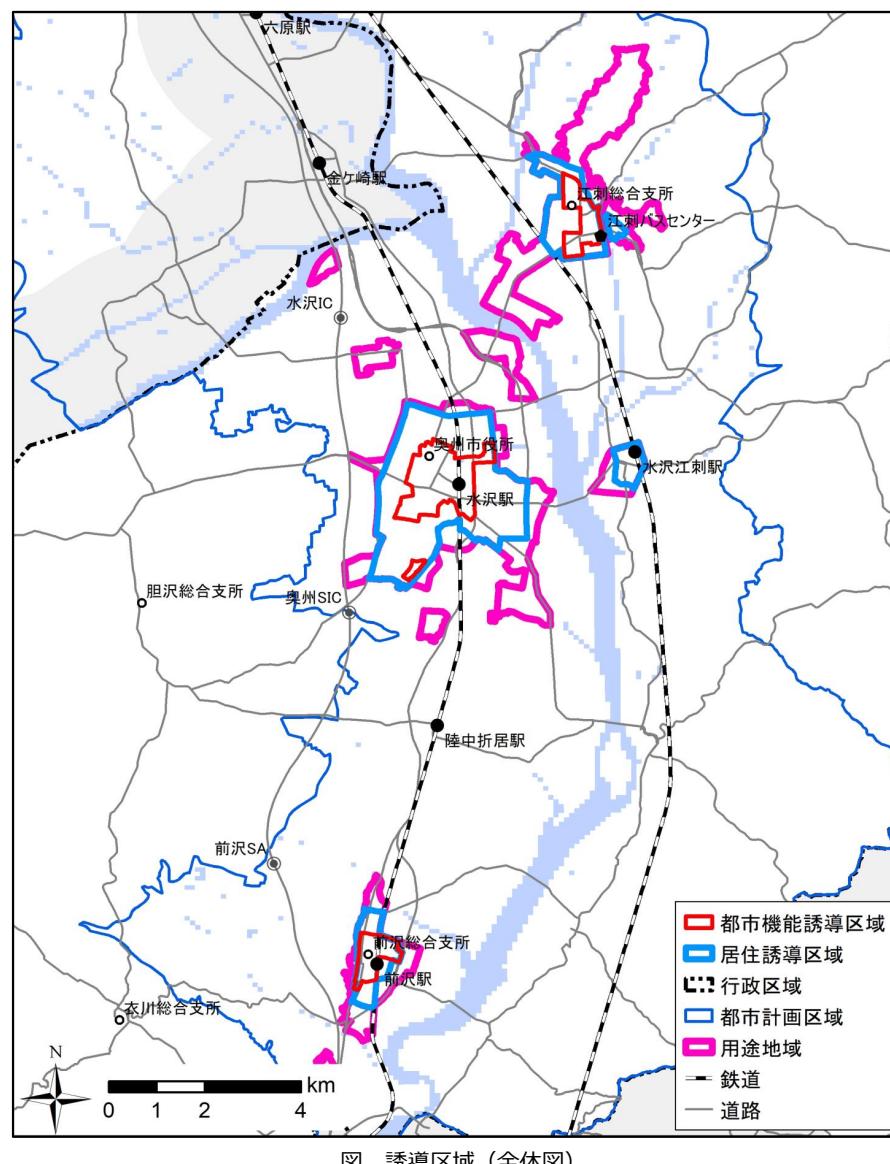
## 誘導区域・誘導施設

都市機能誘導区域

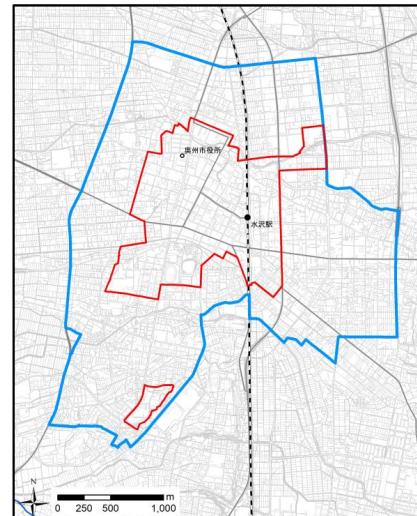
- 都市機能誘導区域は、医療、商業、介護福祉等の都市機能を維持・誘導することにより、効率的なサービス提供を図る区域です。
  - 中心市街地活性化基本計画、商業業務施設が立地可能な用途地域、公共交通の利便性を考慮して設定します。

居住誘導区域

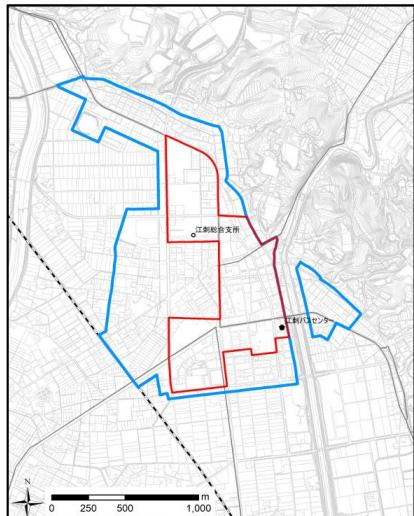
- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域です。
  - 生活利便性や公共交通、人口、災害リスク等の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、設定します。



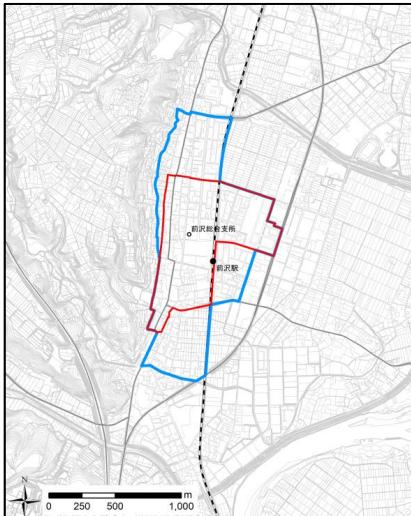
※都市機能誘導区域・居住誘導区域とともに、土砂災害特別警戒区域等の災害発生のリスクが高く、制度上「誘導区域に含まれない区域」とされている区域は、除外して設定します。



誘導区域（水沢駅周辺）



## 図 誘導区域（江刺総合支所周辺）



### 図 誘導区域（前沢駅周辺）

【参考：誘導区域の面積】

| 区域       | 面積 (ha) | 用途地域に占める割合 |
|----------|---------|------------|
| 都市機能誘導区域 | 342     | 15. 6%     |
| 居住誘導区域   | 1, 127  | 51. 4%     |
| 用途地域     | 2, 193  | 100. 0%    |

図 誘導区域

- 誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点で定めるものです。また、既に都市機能誘導区域内に立地しており、居住者にとって今後も必要な施設は、区域外への転出・流出を防ぐため、誘導施設に設定します。
  - 本計画で設定する誘導施設を下表のとおりとします。

| 都市機能    | 施設名                                | 中心都市拠点 |          |       | 都市拠点   |       |   |
|---------|------------------------------------|--------|----------|-------|--------|-------|---|
|         |                                    | 水沢駅周辺  | 江刺総合支所周辺 | 前沢駅周辺 | 伊豆山駅周辺 | 大泉駅周辺 | 1 |
| 行政機能    | 国の施設（裁判所・検察庁）・県合同庁舎                | ●      |          |       |        |       |   |
|         | 市役所本庁舎                             | ●      |          |       |        |       |   |
|         | 市役所支庁舎                             |        |          | ●     |        | ●     |   |
| 介護福祉機能  | 保健所（県）・総合福祉センター                    | ●      |          |       |        |       |   |
|         | 保健センター（市）                          | ●      |          | ●     |        | ●     |   |
| 子育て機能   | 子育て総合支援センター                        | ●      |          |       |        |       |   |
| 商業機能    | 店舗面積6,000m <sup>2</sup> 以上の大規模小売店舗 | ●      | ●        |       |        | ●     |   |
| 医療機能    | 救急告示病院                             | ●      | ●        |       |        |       |   |
| 教育・文化機能 | 天文台・文化会館・記念館                       | ●      |          |       |        |       |   |
|         | 図書館                                | ●      | ●        | ●     |        | ●     | 1 |

# 誘導施策・目標値・届出制度

## 誘導施策

- まちづくりの方針である「地域ごとに奥州の歴史・文化の魅力がある住み続けたくなるまちなかの創出」の実現を目指し、都市機能及び居住を誘導するための各種施策（誘導施策）を展開します。

### 中心都市拠点（水沢駅周辺）及び都市拠点（江刺総合支所周辺、前沢駅周辺）の都市機能誘導区域内に各誘導施設を誘導していくための施策

- 都市機能を適切に誘導するための届出制度を運用する。
- 誘導施設を整備し、居住誘導や生活利便性の向上等を図る。
- 既存の誘導施設の大規模改修等を行うことにより、都市機能を維持する。
- 既存の誘導施設の適正な維持管理を行うことにより、都市機能を維持する。
- 既存施設を活用し、都市機能の立地を誘導する。
- 公共施設の移転・統合や廃止により発生する跡地や公共不動産等の活用により、都市機能や居住を誘導する。
- 歩道整備や無電柱化などによる歩行空間の改善や歩道等の活用により、歩きたくなるまちづくりを進める。
- 歴史まちづくり計画により、歴史的風致の維持及び向上を図る。
- まちの活性化のための商店街等の各種取組を支援することにより、まちの魅力及び利便性の向上を図る。
- 多様な主体の協働により、住み続けたくなる魅力的なまちづくりを進める。

## 都市機能誘導に係る施策

### 居住誘導区域内の生活利便性を維持・向上し、居住を誘導していくための施策

- 居住を適切に誘導するため、届出制度を運用する。
- 移転者の支援や、空き家・空き地の活用、民間と行政による一体的な宅地整備等により、居住を誘導する。
- 市営住宅の整備により、居住を誘導する。
- 賑わい創出や地域コミュニティの拠点となる公園や広場の整備等により、居住を誘導する。
- 幹線道路等の整備を行い、拠点へのアクセス性や利便性、安全性等の向上を図る。
- 生活道路の整備を行い、居住の誘導を図る。

## 居住誘導に係る施策

### 拠点及び地域間を連携し、誰もが使いやすい公共交通ネットワークの構築を図るための施策

- 地域公共交通計画と連携し、拠点及び地域間をつなぐ誰もが使いやすい公共交通ネットワークの構築を図る。

## 公共交通に係る施策

## 目標値

- 誘導施策の取組の有効性を評価するため、指標及び目標値を設定します。

| 評価指標                 | 基準値                                 | 目標値<br>2030<br>(令和12) 年                                                    |
|----------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 都市機能誘導に関する評価指標および目標値 | 都市機能誘導区内における誘導施設数<br>【2023(令和5年)】   | 25施設<br>【2030 (令和12年)】<br><span style="color:red">25施設以上</span>            |
| 居住誘導に関する評価指標および目標値   | 居住誘導区域内の人口密度<br>【2020 (令和2年)】       | 32.1人/ha※1<br>【2030 (令和12年)】<br><span style="color:red">30.6人/ha※2</span>  |
| 公共交通に関する評価指標および目標値   | 公共交通（各種バス）の利用者数※3<br>【2022 (令和4) 年】 | 311,096人※3<br>【2028 (令和10) 年】<br><span style="color:red">502,832人※3</span> |

※1 国勢調査（2020年）より算出

※2 国立社会保障・人口問題研究所の推計では2030（令和12）年に29.1人/haに減少しますが、減少幅を半分程度に抑えることを目標とします。

※3 奥州市地域公共交通計画に準拠

## 届出制度

- 立地適正化計画策定・公表後は、①居住誘導区域外、②都市機能誘導区域外、又は③都市機能誘導区域内で、以下に示す行為を行う場合には、行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。
- なお、立地適正化計画区域（都市計画区域）外で行う行為については、届出は必要ありません。

### ①居住誘導区域外

- 開発行為
  - 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為の場合
  - 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m以上の場合

[例]

#### 届出必要

3戸の開発行為



#### 届出必要

1,300m<sup>2</sup> 1戸の開発行為



- 建築等行為
  - 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
  - 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

[例]

#### 届出必要

3戸の建築行為



#### 届出不要

1戸の建築行為



### ②都市機能誘導区域外

- 開発行為
  - 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為の場合

- 建築等行為
  - 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
  - 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
  - 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

### ③都市機能誘導区域内

- 誘導施設を休止または廃止しようとする場合

## 誘導施設

### 都市機能誘導区域内における誘導施設数

| 都市機能        | 施設                                     | 施設数       |                  |           | 施設名                                            |
|-------------|----------------------------------------|-----------|------------------|-----------|------------------------------------------------|
|             |                                        | 水沢駅<br>周辺 | 江刺総<br>合支所<br>周辺 | 前沢駅<br>周辺 |                                                |
| 行政機能        | 国の施設<br>(裁判所・検察庁)                      | 2         |                  |           | 盛岡地方裁判所水沢支部<br>盛岡地方検察庁水沢支部                     |
|             | 県合同庁舎                                  | 1         |                  |           | 岩手県奥州地区合同庁舎                                    |
|             | 市役所                                    | 本庁舎       | 1                |           | 奥州市役所本庁舎                                       |
|             |                                        | 支庁舎       |                  | 1         | 奥州市役所江刺総合支所<br>奥州市役所前沢総合支所                     |
| 介護福祉<br>機能  | 保健所(県)                                 | 1         |                  |           | 奥州保健所                                          |
|             | 総合福祉センター                               | 1         |                  |           | 奥州市総合福祉センター                                    |
|             | 保健センター(市)                              | 1         | 1                |           | 水沢保健センター<br>江刺保健センター                           |
| 子育て<br>機能   | 子育て総合支援センタ<br>ー                        | 1         |                  |           | 奥州市子育て総合支援センター                                 |
| 商業機能        | 店舗面積6,000m <sup>2</sup> 以上<br>の大規模小売店舗 | 2         | 1                | 1         | 水)メイプル、XYZ水沢日高<br>江)江刺ツインプラザ<br>前)前沢ショッピングセンター |
| 医療機能        | 救急告示病院                                 | 4         | 1                |           | 水)県立胆沢病院、総合水沢病<br>院、奥州病院、石川病院<br>江)県立江刺病院      |
| 教育・<br>文化機能 | 天文台                                    | 1         |                  |           | 国立天文台水沢VLBI観測所                                 |
|             | 文化会館                                   | 1         |                  |           | 奥州市文化会館                                        |
|             | 図書館                                    | 1         | 1                | 1         | 水沢図書館<br>江刺図書館<br>前沢図書館                        |
| 合計          |                                        | 17        | 5                | 3         |                                                |

※現在、都市機能誘導区域内に立地している誘導施設

# 誘導施策（具体的な誘導施策）

都市機能の誘導に係る施策

○…取組済（着手済） △…一部地域において取組済

| 誘導施策                                             | 具体的な内容                                  | 水沢 | 江刺 | 前沢 | 実施時期       |                 | ソフト/ハード<br>所管部署      |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------|----|----|----|------------|-----------------|----------------------|
|                                                  |                                         |    |    |    | 短期<br>～R12 | 中・長期<br>R13～    |                      |
| <b>都市機能を誘導するための届出制度の運用</b>                       |                                         |    |    |    |            |                 |                      |
| ・都市機能を適切に誘導するための届出制度を運用する。                       | 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等の行為を把握するための届出制度の適用 | ●  | ●  | ●  | ○          | →               | ソフト<br>都市整備部         |
|                                                  | 誘導施設の休廃止の届出制度の適用                        | ●  | ●  | ●  | ○          | →               | ソフト<br>都市整備部         |
| <b>居住誘導や生活利便性の向上等に資する誘導施設の整備</b>                 |                                         |    |    |    |            |                 |                      |
| ・誘導施設を整備し、居住誘導や生活利便性の向上等を図る。                     | 新市立病院の建設事業                              | ●  |    |    | ○          | →               | ハード<br>医療局<br>健康こども部 |
|                                                  | 新市立病院建設に係る基盤整備                          | ●  |    |    | ○          | →               | ハード<br>都市整備部         |
|                                                  | 水沢図書館の建替え                               | ●  |    |    | →          | ハード<br>協働まちづくり部 |                      |
|                                                  | 奥州市文化会館の建替え                             | ●  |    |    | →          | ハード<br>協働まちづくり部 |                      |
|                                                  | 子育て総合支援センターの建替え                         | ●  |    |    | →          | ハード<br>健康こども部   |                      |
|                                                  | 江刺保健センターの建替え                            |    | ●  |    | →          | ハード<br>健康こども部   |                      |
|                                                  | 前沢健康管理総合センターの建替え                        |    |    | ●  | →          | ハード<br>健康こども部   |                      |
|                                                  | 統合記念館・文化財収蔵施設の建設事業                      | ●  |    |    | →          | ハード<br>教育委員会事務局 |                      |
|                                                  | <b>既存の誘導施設の大規模改修等による都市機能の維持</b>         |    |    |    |            |                 |                      |
| ・既存の誘導施設の大規模改修等を行うことにより、都市機能を維持する。               | 奥州市役所本庁舎の大規模改修                          | ●  |    |    | →          | ハード<br>財務部      |                      |
|                                                  | 奥州市役所江刺支庁舎の大規模改修                        |    | ●  |    | →          | ハード<br>財務部      |                      |
|                                                  | 奥州市役所前沢支庁舎の大規模改修                        |    |    | ●  | →          | ハード<br>財務部      |                      |
| <b>まちの活性化への取組に対する支援</b>                          |                                         |    |    |    |            |                 |                      |
| ・まちの活性化のための商店街等の各種取組を支援することにより、まちの魅力及び利便性の向上を図る。 | 商店街活性化事業                                | ●  | ●  | ●  | ○          | →               | ソフト<br>商工観光部         |
| <b>多様な主体の協働によるまちづくりの推進</b>                       |                                         |    |    |    |            |                 |                      |
| ・多様な主体の協働により、住み続けたくなる魅力的なまちづくりを進めます。             | まちづくり活動ワークショップ等の開催                      | ●  | ●  | ●  | △          | →               | ソフト<br>全部署           |
|                                                  | まちづくり会社の設立や都市再生推進法人等の指定の検討              | ●  | ●  | ●  | △          | →               | ソフト<br>全部署           |

| 誘導施策                                               | 具体的な内容                                           | 水沢 | 江刺 | 前沢 | 実施時期       |              | ソフト/ハード<br>所管部署     |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----|----|----|------------|--------------|---------------------|
|                                                    |                                                  |    |    |    | 短期<br>～R12 | 中・長期<br>R13～ |                     |
| <b>既存の誘導施設の適正な管理等による都市機能の維持</b>                    |                                                  |    |    |    |            |              |                     |
| ・既存の誘導施設の適正な維持管理を行うことにより、都市機能を維持する。                | 奥州宇宙遊学館の適正な維持                                    | ●  |    |    | ○          | →            | ソフト・ハード<br>協働まちづくり部 |
|                                                    | 江刺生涯学習センター（江刺図書館含む）の適正な維持                        |    | ●  |    | ○          | →            | ソフト・ハード<br>協働まちづくり部 |
|                                                    | 前沢図書館の適正な維持                                      |    |    | ●  | ○          | →            | ソフト・ハード<br>協働まちづくり部 |
| <b>既存施設の活用による都市機能の誘導</b>                           |                                                  |    |    |    |            |              |                     |
| ・既存施設を活用し、都市機能の立地を誘導する。                            | メイプルの利活用の検討                                      | ●  |    |    | ○          | →            | ソフト・ハード<br>商工観光部    |
|                                                    | 江刺ショッピングセンターの利活用の検討                              |    | ●  |    | →          | →            | ソフト・ハード<br>商工観光部    |
| <b>公共施設跡地及び公共不動産の有効活用による誘導</b>                     |                                                  |    |    |    |            |              |                     |
| ・公共施設の移転・統合や廃止により発生する跡地や公共不動産等の活用により、都市機能や居住を誘導する。 | 公共施設の移転・統合や廃止により発生する跡地や公共不動産等の活用による都市機能や居住を誘導する。 | ●  | ●  | ●  | →          | →            | ソフト・ハード<br>全部署      |
|                                                    | <b>ウォーカブル（歩きたくなる）なまちづくりの推進</b>                   |    |    |    |            |              |                     |
| ・歩道整備や無電柱化などによる歩行空間の改善や歩道等の活用により、歩きたくなるまちづくりを進める。  | (都)新小路龍ヶ馬場線歩道改築事業                                | ●  |    |    | ○          | →            | ハード<br>都市整備部        |
|                                                    | (都)秋葉町真城が丘線歩道改築事業                                | ●  |    |    | →          | →            | ハード<br>都市整備部        |
|                                                    | その他歩道の改築事業の検討                                    | ●  | ●  | ●  | △          | →            | ハード<br>都市整備部        |
|                                                    | (都)新小路龍ヶ馬場線無電柱化事業                                | ●  |    |    | →          | →            | ハード<br>都市整備部        |
|                                                    | (都)秋葉町真城が丘線無電柱化事業                                | ●  |    |    | →          | →            | ハード<br>都市整備部        |
|                                                    | 市道宮前通り線無電柱化事業                                    | ●  |    |    | →          | →            | ハード<br>都市整備部        |
|                                                    | その他無電柱化事業の検討                                     | ●  | ●  | ●  | →          | →            | ハード<br>都市整備部        |
|                                                    | オープンカフェ事業の検討                                     | ●  | ●  | ●  | →          | →            | ソフト<br>都市整備部        |
|                                                    | まちなかウォーカブル推進事業の活用の検討                             | ●  | ●  | ●  | ○          | →            | ソフト・ハード<br>都市整備部    |
| <b>歴史・文化を活かしたまちづくりの推進</b>                          |                                                  |    |    |    |            |              |                     |
| ・歴史まちづくり計画により、歴史的風致の維持及び向上を図る。                     | 歴史まちづくり計画の策定の検討                                  | ●  |    |    | →          | →            | ソフト<br>都市整備部        |

## 居住の誘導に係る施策 ○…取組済（着手済） △…一部地域において取組済

| 誘導施策                                              | 具体的な内容                           | 水沢 | 江刺 | 前沢 | 実施時期       |              | ソフト/ハード<br>所管部署       |
|---------------------------------------------------|----------------------------------|----|----|----|------------|--------------|-----------------------|
|                                                   |                                  |    |    |    | 短期<br>~R12 | 中・長期<br>R13~ |                       |
| <b>居住を誘導するための届出・勧告制度の運用</b>                       |                                  |    |    |    |            |              |                       |
| ・居住を適切に誘導するため、届出制度を運用する。                          | 居住誘導区域外における建築等の行為を把握するための届出制度の適用 | ●  | ●  | ●  | ○          | →            | ソフト<br>都市整備部          |
| <b>居住の誘導及びスポンジ化対策の推進</b>                          |                                  |    |    |    |            |              |                       |
| ・移転者の支援や、空き家・空き地の活用、民間と行政による一体的な宅地整備等により、居住を誘導する。 | 居住誘導区域内への居住誘導支援策の検討              | ●  | ●  | ●  | →          | →            | ソフト<br>政策企画部<br>都市整備部 |
|                                                   | 誘導区域内へ居住誘導のための空き家・空き地の利活用の検討     | ●  | ●  | ●  | →          | →            | ソフト<br>市民環境部<br>都市整備部 |
|                                                   | 空き家対策総合支援事業の活用                   | ●  | ●  | ●  | ○          | →            | ソフト<br>市民環境部          |
|                                                   | 空き家改修工事補助事業の活用                   | ●  | ●  | ●  | ○          | →            | ソフト<br>市民環境部          |
|                                                   | 立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）の活用の検討         | ●  | ●  | ●  | →          | →            | ソフト<br>都市整備部          |
|                                                   | 宅地開発指導要綱による適正な宅地整備               | ●  | ●  | ●  | ○          | →            | ソフト<br>都市整備部          |
|                                                   | 宅地開発指導要綱の活用の検討                   |    | ●  |    | ○          | →            | ソフト<br>都市整備部          |
|                                                   | 宅地開発指導要綱区域の見直しの検討                | ●  | ●  |    | ○          | →            | ソフト<br>都市整備部          |
|                                                   | 低未利用地の利用と管理のための指針の作成の検討          | ●  | ●  | ●  | →          | →            | ソフト<br>都市整備部          |

| 誘導施策                                       | 具体的な内容                                                                                                                                                       | 水沢 | 江刺 | 前沢 | 実施時期       |              | ソフト/ハード      |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|------------|--------------|--------------|
|                                            |                                                                                                                                                              |    |    |    | 短期<br>~R12 | 中・長期<br>R13~ |              |
| <b>居住誘導区域内の市営住宅の整備</b>                     |                                                                                                                                                              |    |    |    |            |              |              |
| ・市営住宅の整備により、居住を誘導する。                       | 居住誘導区域内の市営住宅長寿命化事業<br>居住誘導区域内への市営住宅の再編の検討                                                                                                                    | ●  | ●  |    | ○          | →            | ハード<br>都市整備部 |
| <b>賑わい創出や地域コミュニティの拠点となる公園等の整備</b>          |                                                                                                                                                              |    |    |    |            |              |              |
| ・賑わい創出や地域コミュニティの拠点となる公園や広場の整備等により、居住を誘導する。 | 水沢公園の再整備事業<br>都市公園の長寿命化事業と適正な維持管理<br>都市公園への Park-PFI 導入の検討<br>市街地内の空き地を活用した広場整備の検討                                                                           | ●  |    |    | ○          | →            | ハード<br>都市整備部 |
| <b>拠点へのアクセス性や利便性、安全性等の向上に資する幹線道路等の整備</b>   |                                                                                                                                                              |    |    |    |            |              |              |
| ・幹線道路等の整備を行い、拠点へのアクセス性や利便性、安全性等の向上を図る。     | (都)久田前田中線整備事業<br>(都)中央線整備事業<br>市道吉小路本線整備事業<br>その他の市道整備事業<br>JR栗島踏切拡幅改良事業の検討<br>都市計画道路等整備プログラムの策定の検討<br>前沢都市計画道路の見直しの検討<br>前沢駅東西交流通路大規模改修<br>水沢江刺駅東駐車場の再整備の検討 | ●  |    |    | →          | →            | ハード<br>都市整備部 |
| <b>居住誘導に資する生活道路の整備</b>                     |                                                                                                                                                              |    |    |    |            |              |              |
| ・生活道路の整備を行い、居住の誘導を図る。                      | 狭隘い道路等の整備<br>宅地開発指導要綱道路の整備<br>その他居住誘導に資する道路の整備                                                                                                               | ●  | ●  | ●  | ○          | →            | ハード<br>都市整備部 |

# 防災指針

- ・災害ハザード情報の整理・分析及び災害対応の方向性を踏まえ、本市の防災まちづくりの取組方針を4つとしました。

1. 避難関連施設の整備・維持管理
2. 公共施設等の整備
3. 防災教育・防災訓練の実施
4. ハザードに関する周知

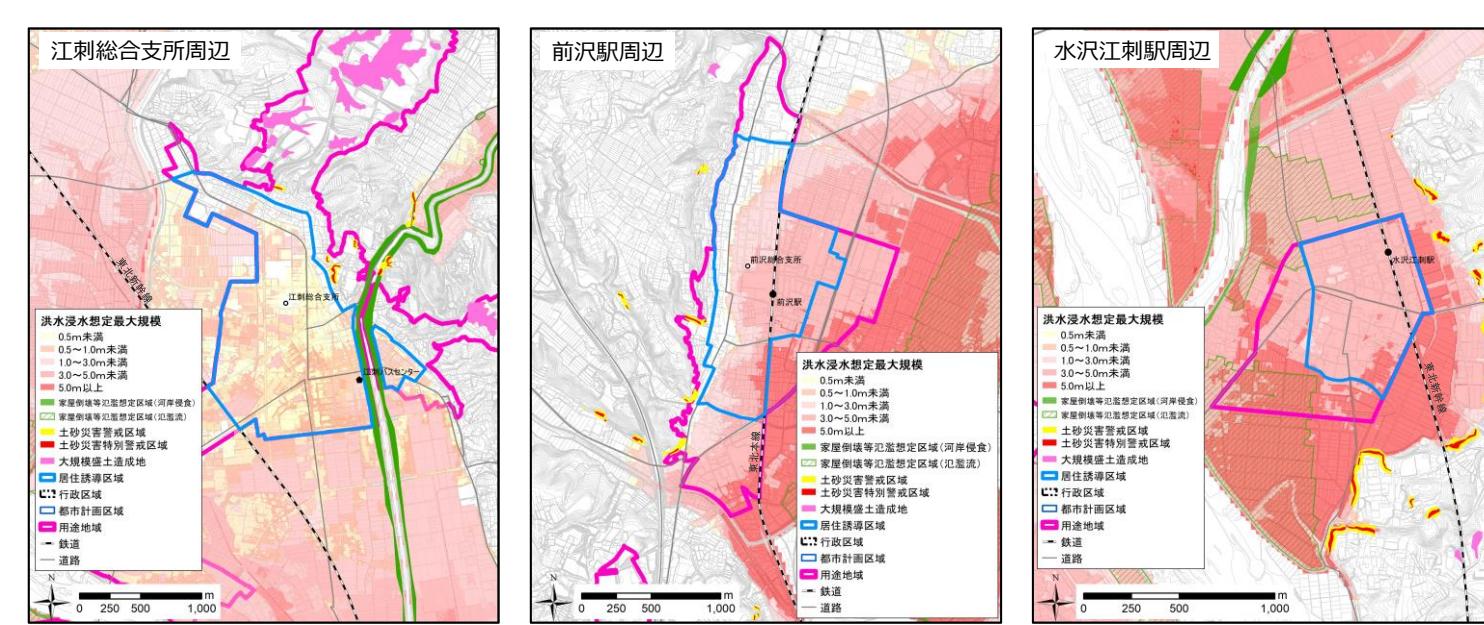
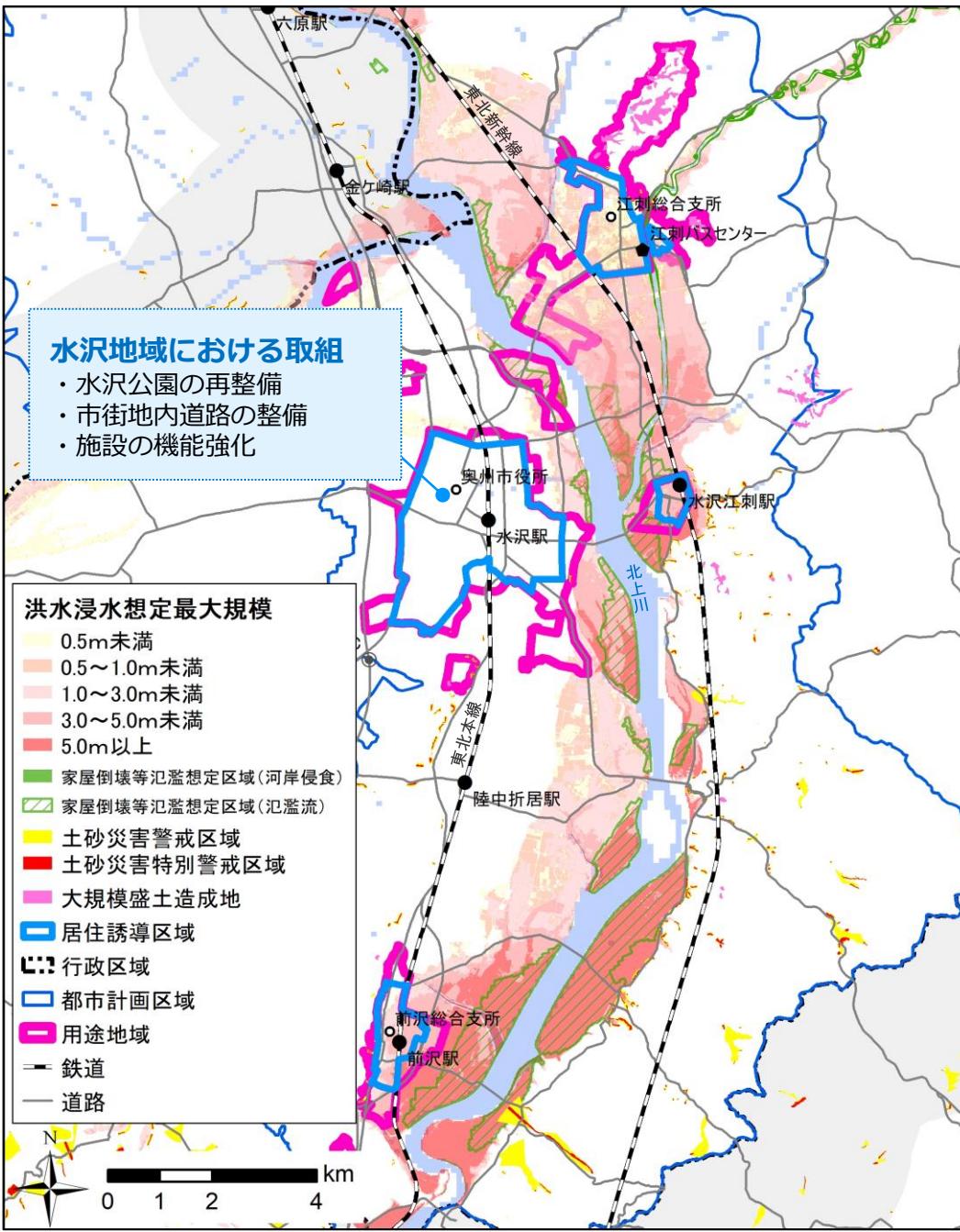


図 各種ハザードの重ね合わせ 洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）

| 取組方針         | リスク対策 | 取組内容                         | 実施主体       | 実施時期の目標    |             |             |
|--------------|-------|------------------------------|------------|------------|-------------|-------------|
|              |       |                              |            | 短期<br>(5年) | 中期<br>(10年) | 長期<br>(20年) |
| 整避難関連施設の維持管理 | 低減    | 浸水想定区域からの迅速な避難誘導             | 市          | →          | →           | →           |
|              |       | 各避難所の防災倉庫に備えた非常食料、防災資機材の維持管理 |            | →          | →           | →           |
|              |       | 指定避難所の適切な指定と維持管理             |            | →          | →           | →           |
| 公共施設等の整備     | 低減    | 水沢公園の再整備                     | 市          | →          | →           | →           |
|              |       | 市街地内道路の整備                    |            | →          | →           | →           |
|              |       | 防災・復旧の拠点となる施設の機能強化           |            | →          | →           | →           |
| 防災教育・防災訓練の実施 | 低減    | 奥州市総合防災訓練の実施                 | 市 地域団体企業   | →          | →           | →           |
|              |       | 防災士の育成と防災フェアの開催              |            | →          | →           | →           |
|              |       | 「マイ・タイムライン」の普及促進             |            | →          | →           | →           |
|              |       | 洪水を想定した水防訓練の実施               |            | →          | →           | →           |
|              |       | 地域ごとの各種自主防災訓練の実施             |            | →          | →           | →           |
|              |       | 災害時における相互協力に関する協定            |            | →          | →           | →           |
| その他の取組       | 低減    | 北上川水系流域治水プロジェクト              | 国 県 市 関係機関 | →          | →           | →           |
|              |       | 河川情報システム等による河川監視             |            | →          | →           | →           |
|              |       | 洪水危険度情報の発信                   |            | →          | →           | →           |

→ 重点取組期間      → 継続取組期間

## 市内全域における取組

- ・非常食料・防災資機材の維持管理
- ・指定避難所の適正な維持管理
- ・奥州市総合防災訓練の実施
- ・防災士の育成と防災フェアの開催
- ・「マイ・タイムライン」の普及促進
- ・水防訓練の実施
- ・奥州市ハザードマップの更新・配布
- ・緊急告知ラジオの配布
- ・情報伝達体制の充実
- ・災害情報等の放送に関する協定
- ・届出・勧告による立地誘導
- ・北上川水系流域治水プロジェクト
- ・河川情報システム等による河川監視
- ・洪水危険度情報の発信

■問い合わせ先 奥州市 都市整備部 都市計画課 (TEL : 0197-34-1661)

URL : <https://www.city.oshu.iwate.jp/soshiki/10/1070/keikaku/11801.html>